

2018年度
「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業
シンポジウム
～手話に関する教育施策と学術機関の関わり方～
報告書

2019年2月17日(日)
群馬大学荒牧キャンパス 教養教育GB棟155教室

2018年度
「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業
シンポジウム
～手話に関する教育施策と学術機関の関わり方～
報告書

2019年2月17日(日)
群馬大学荒牧キャンパス 教養教育GB棟155教室

目次

開会挨拶・来賓紹介	5
基調報告	9
「手話通訳養成の課題と本事業が目指すもの」	10
金澤 貴之（群馬大学 教育学部 障害児教育講座 教授）	
事業成果報告	29
「大学の授業における語学学習としての手話学習プログラムの作成」	30
下島 恭子（群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター 産学官連携研究員）	
「大学の授業としての手話通訳者養成プログラム～今年度の授業実践から～」	35
能美 由希子（群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター 産学官連携研究員）	
来賓挨拶	41
行政説明	43
「手話言語条例に基づく施策 大阪府の事例」	45
田中 太郎氏（大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ長）	
「手話言語条例に関わる教育施策 群馬県の事例」	52
上原 篤彦氏（群馬県 教育委員会事務局 特別支援教育課長）	
パネルディスカッション	63
「手話言語のあふれる「こめっこ」について」	65
田中 太郎氏（大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ長）	
「手話言語条例に関わる教育施策」	68
上原 篤彦氏（群馬県 教育委員会事務局 特別支援教育課長）	
「ろう学校における手話施策の実際～ろう教員による取り組みの一例から～」	70
西垣 正展氏（滋賀県立聾話学校 教諭・学校心理士）	
「聾学校教員に求められる手話のスキルとは？－教員養成の観点から－」	76
金澤 貴之（群馬大学 教育学部 障害児教育講座 教授）	
閉会挨拶	89
アンケート結果等	91

開會挨拶・來賓紹介

開会挨拶・来賓紹介



川端／

皆さま、本日はお集まりいただきありがとうございます。

遠方よりお集まりの方もいらっしゃるようです。

これより、日本財団助成による「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業シンポジウムを開催いたします。

本日、総合司会をさせていただきます、川端 伸哉と申します。

本事業のスタッフとして、群馬大学の日本手話の実技指導などの担当をしております。

司会進行は不慣れなため、不手際があるかと思いますが、皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは、学術手話通訳に対応した通訳の養成事業シンポジウムの開始にあたり、国立学校法人 群馬大学副学長 理事の窪田より、開会の挨拶を申し上げます。

窪田／

ただ今ご紹介いただきました、群馬大学理事 副学長の窪田でございます。

本日は寒い中、多数の方のご参加をいただき、ありがとうございます。

本シンポジウムの開催にあたり、群馬大学を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は特に、参議院議員の薬師寺先生にもご参加いただいています。日本財団の援助を受け、群馬県と共催で、学術手話に関する事業を進めております。本事業では、学術手話技術を習得した学生を育てていくだけでなく、地域の手話通訳者の研修、技能向上を進めるものを狙っています。本日、第2回目のシンポジウムを開催できる運びとなりましたが、この間の事業展開、これは一重に日本財団からの厚いご支援があったからこそと考えています。ここに厚く御礼申し上げます。

また、本学との共同事業として参加いただいている群馬県のご協力の賜物でもあると考えております。実際、群馬県は県内の市町村を含め、手話言語条例を制定しており、様々な支援が行われています。本事業を通し、障がい者へのより充実した支援体制の充実を願うと共に、この事業が群馬県の地域の繋がり、地域の活力をより一層強くしていくものと確信しております。

本日のシンポジウムは午前・午後の2部構成です。

午前中はまだ2年目で道半ばですが、群馬大学で取り組んで来たいろんな活動について、その中で見えてきた課題等を共有し、いろいろな提案を考えていこうというものです。

午後には、学外からの報告者を招き、最初に手話言語条例に基づく施策と題して、大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ長の田中 太郎様から、行政についての説明を受けます。また手話言語条例に関わる教育施策群馬県の事例として、群馬県 教育委員会事務局 特別支援教育課 課長の上原 篤彦様からお話いただきます。その後、滋賀県立聾話学校の聾者教員の西垣先生にも加わっていただき、聾話学校の話も交え、パネルディスカッションとして教育現場で求められる手話施策について考えていきたいと思っております。

群馬大学では現在、事業の2年目を終えようとしています。昨年度1年生だった学生は、本事業の2年次のカリキュラムを終えたところです。現在、手話通訳養成の中級を終了したところになっております。



今年度、受講生たちに第13回の全国手話検定試験の受験をすすめ、その結果が最近出てきました。群馬大学からは受験者数が39名、2～5級までいろんなクラスがありますが、全員が合格。合格率100%という結果でした。そのこと以上に2年生で9名の2級合格者がおり、非常に嬉しい結果でした。これはもちろん、参加した学生たちが、真摯に努力した結果はもちろんですが、大学での学習を通して、これだけの成果が出せるということは、今後いろいろな場所で、手話だけでなく、障害者に対する情報保障また、情報利用の拡大を進める教育を展開していく上での1つのモデルになるのではと考えています。

本日のシンポジウムをもとに、ここにご参加いただきました皆さまに、地域のいろんな場面で聴覚障害のある人々との共生、地域の支援体制の構築に活躍されることをお祈りし、群馬大学を代表としての挨拶と変えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

川端／

ありがとうございます。次に、来賓のご紹介をいたします。お名前をお呼びいたしますので、お立ち下さい。

公益財団法人日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム 筒井 智子 様。

同じく、日本財団 親松 沙知 様。

本事業は、日本財団より多大なるご支援をいただいております。

続いて、

参議院議員 薬師寺 道代 様

伊勢崎市議会議員 高橋 宣隆 様

北区区議会議員 斉藤 里恵 様

高崎市議会議員 松本 基志 様

ありがとうございます。

それでは、プログラムを進めて参りたいと思います。

まず、基調報告といたしまして、群馬大学 教育学部 障害児教育講座 教授の金澤よりご報告をさせていただきます。

本事業がスタートして4月で3年目を迎えようとしておりますが、2年間の実践、成果等を総括してお話いただきたいと思います。

本シンポジウム全体の方向性を示していただきます。よろしくお願いいたします。

基調報告

手話通訳養成の課題と本事業が目指すもの

金澤 貴之

群馬大学 教育学部 障害児教育講座 教授



皆さん、おはようございます。

本日は、朝早くから、それも遠いところは本当に遠くからお越しいただきありがとうございます。



私のほうからは、タイトルにありますように、「手話通訳養成の課題と本事業が目指すもの」ということでお話いたします。

本事業が何をしてきたかということだけでなく、もう少し大きな話も混ぜたいと思います。といいますのは、群馬大学の実践というのは、学生を手話通訳者として育てることのイメージがまず1つあると思います。それに加えて、群馬県との共同事業として、県の通訳者に対する研修も行っています。でもそれだけでなく、全国各地を我々は飛び回って、どういう手話通訳者養成がいいのかというあり方も検討しています。そういうことを踏まえてお話できればと思います。

いきなり、最初に「なんだ、コイツ」というようなことを言ってしまう。「絶滅危惧職種」としての手話通訳ですね。

手話通訳をめぐる制度的課題

「絶滅危惧職種」
としての手話通訳

1時間ほどの話の中で何より皆さんに共有していただきたいのがこの問題。「絶滅危惧職種」という言い方は私がつけたわけではなく、全通研の石川理事が昨年のこの場でお話された言葉です。全国の手話通訳養成に関わる方にこの問題を本当に考えていただきたい。そう考えて、この問題を強調したいと思います。

本事業に関して、ぜひいろいろアドバイスをいただいたり、協力していただいたり、そういう形で皆さまに関わっていただきたい。ただ、そのためには手話通訳養成が今非常にマズいということを共有していただかないと「群大は何をやっているの」という話だけで終わってしまうので、一緒に考えていきたい、ということなんです。

手話通訳をめぐる制度的課題
「絶滅危惧職種」としての手話通訳

- 養成に時間がかかる
 - 手話の習得に2年
 - 手話通訳養成課程修了に3年

(群馬県の場合)

- なかなか合格できない
 - 平均が40代後半
 - 20代の合格者が1割未満
- 稼働率が低い
 - 実働3割、0稼働が約半数

例えば、群馬県の場合、養成に5年間の時間がかかります。これはパンフレットにもお示ししています。最短で5年ということです。他県は4年間のところもあり、もうちょっと短縮しているところもありますけれど。足踏みしなくて5年です。大学生この養成カリキュラムでいけますか？まあ、留年すれば大丈夫ですが。

次に、なかなか合格できないという問題。平均年齢が、手話通訳士の平均年齢がありますが、40代後半、20代の合格者は1割程度。今年は1割少し超えたのでこういう書き方をしました。本当は手話通訳士でなく統一試験の合格の年齢を書きたいと思ったのですが、各都道府県に散らばって実施をしていて、研修センターは委託しているためデータがないとのことなので、示すことができませんでした。

稼働率、低いです。ゼロ稼働が約半数です。

手話通訳をめぐる制度的課題
「絶滅危惧職種」としての手話通訳

4. 群馬県の状況①

手話通訳者養成	H27	H28	H29	H30	
基本選考申込み数	22	36	25	33	
基本	開講時人数	12	15	13	16
	修了者数	11	13	13	13
応用	開講時人数	13	13	12	13
	修了者数	13	12	12	13
実践	開講時人数	10	12	10	9
	修了者数	8	12	9	8

群馬県の状況については、聴覚障害者情報提供施設コミュニケーションプラザから資料をご提供いただきました。

見ていただきたいのは、申込数、開講時の人数、最

最終的に実践コースまで全て終了した人の数です。

まず、申込数に対して基本コースの受講者が約半数です。

これは良い意味で言うなら、ちゃんと厳選している、ダメな人を排除して、力のある人を受講させているということですが、逆の見方もできるかなと。つまり奉仕員養成を2年で終えた人が通訳養成に進めないということ。

でももっと言えば、潜在的に申し込みすらしない人がいる。そもそも5年で終わっていないのではないのですか、ということですね。

だとすると、奉仕員養成の段階で、本当にこのやり方でうまくいっているんですか？ということにもなります。群馬県という話ではなく全国の奉仕員養成は今のやり方で成果を出せているのか。

これは別に批判がしたいわけではなく、そういう問題意識を共有したいということなのです。

基本コースの受講者が、最終的には約半数に減る、半数が脱落するという。大学ではこの状況は認められないでしょう。大学の講義を開講して、約半数に評価Dをつけたら、教員のほうが怒られます。お前、ちゃんとわかる授業をしろ、と怒られます。

このような問題があるということを、まずは共有したいと思います。

手話通訳をめぐる制度的課題
「絶滅危惧職種」としての手話通訳

4. 群馬県の状況②

全国統一試験	H27	H28	H29	H30
受講申込者数	26	35	24	26
受験者数	26	35	23	22
合格者数	4	6	0	
合格率(群馬)	15.38%	17.14%	0.00%	
合格率(全国)	18.05%	14.42%	12.98%	

そして群馬県の状況その②です。
 統一試験の合格状況です。

群馬大学がこれに対して結果をまだ出していない。今まだ2年生で、群馬大学では県の応用コースを終えたところですから、これを良いとか悪いとか言う立場ではありません。とりあえず言えるのは群馬県が全国より劣っているとは言えないということ。

全国より上回る年もあれば、下回っている年もあるでしょう。

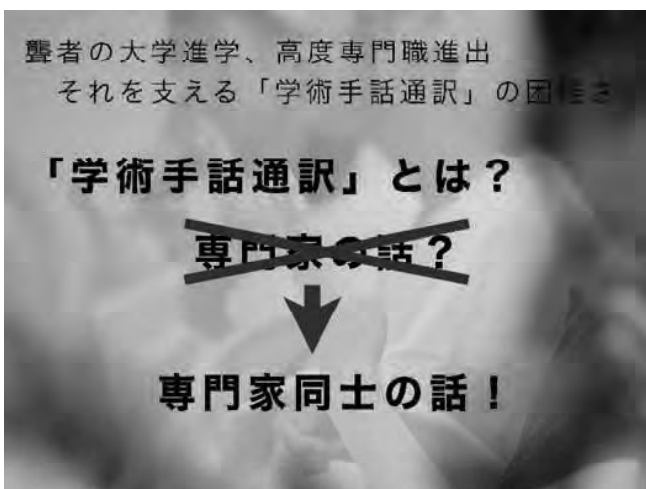
残念ながら平成 29 年度はどうしちゃったんだろうという結果ですが、逆に全国より上回る年もあります。

手話通訳をめぐる制度的課題
「**絶滅危惧職種**」としての手話通訳

4. 群馬県の状況③

認定試験	H27	H28	H29	H30
受験者数 (統一試験合格者)	4	6	0	
受験者数 (手話通訳士合格者等)	0	1	1	
合格者数	4	7	1	

次、群馬県の登録の合格者について。群馬県は統一試験合格者と手話通訳士の合格者に面接試験を行うやり方です。どちらか受かっている人は今のところ全員合格しています。これがいわば群馬方式ということでしょうね。それぞれの年ごとにみていただくと、足し算した数がぴったりになります。

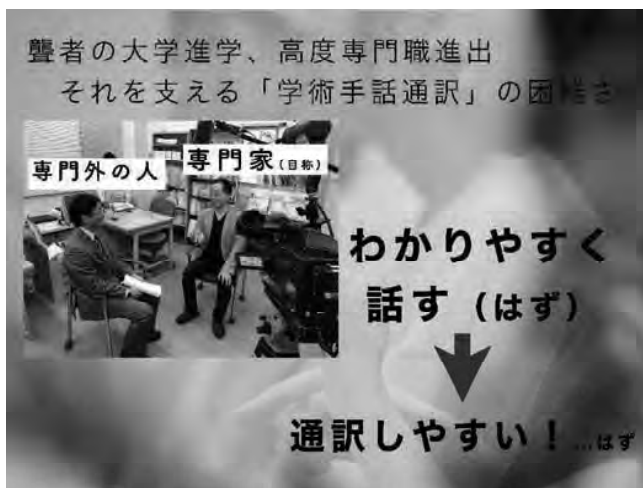


次、学術手話通訳について。

よく言われるのですが、全国の手話通訳養成に関わっている人と学術手話通訳の話をしたときに、「それは大事ですね、今、医療関係の話とか、教育関係の話とか、専門家を招いた講演がありますが、そういうの、通訳者は尻込みしちゃうんですよね」と言われます。はっきり申し上げますが、そこで尻込みされては困ります。

なぜなら、それは学術手話通訳ではなく、コミュニティ通訳でも求められることだからです。

「学術手話通訳」とは、「専門家の話」なのではなく、問題は「専門家同士の話」なのです。



ここが難しいところです。

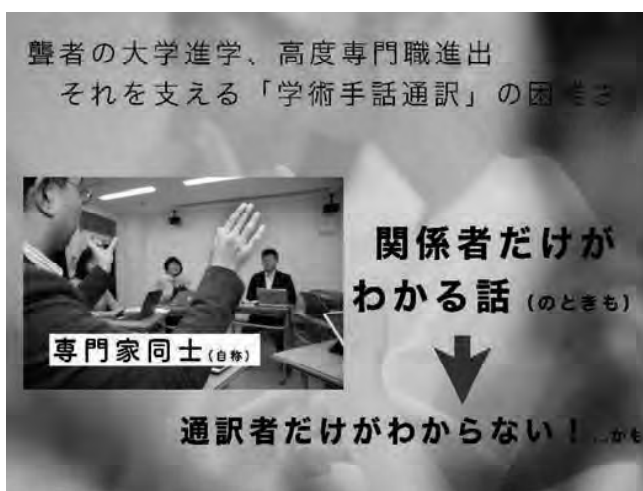
この人、「自称」専門家です。(笑)

専門外の人、この方は、アナウンサーの方です。今日のお昼休みに映像を流したいと思っていますが、先日、群馬テレビさんが取材に来られました。その時の写真です。アナウンサーの方にわかるよう、私は分かりやすくお話したはずです。

「はず」と書いています。なぜなら、私の話は時々、通訳者から「分かりにくい」と言われるので…すみません！

今も分かりやすく話しているつもりなのですが…果たしてどうなのか。ドキドキしています。隣の通訳者の様子を見るわけにもいかず、ドキドキですが。

通訳しやすいはず…です。



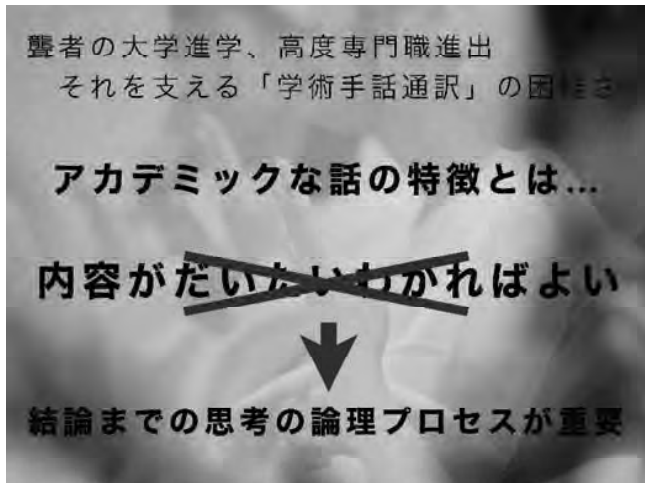
一方、こちらはスタッフの研究ミーティングです。全員が手話で会議をします。

「自称」専門家同士、と言っておきます。

関係者だけが分かる話のときもありますし、もしか

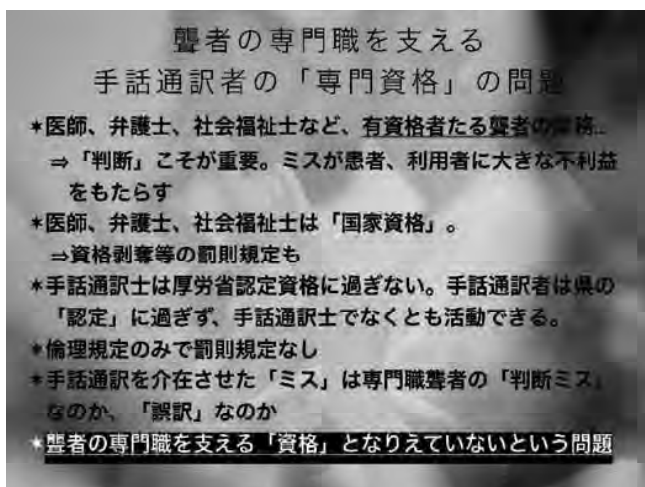
したら、単なる雑談かもしれません。「この後、メシ、どうする？」みたいな話かも。それなら通訳しやすいと思います。ですが、専門的な話だと、通訳しづらいこともあると思います。

つまり、「通訳者だけが分からない」という状況が、学術手話通訳では生じるわけです。



ローカルネタだから分からないというのものもあるでしょう。しかしそれだけでなく、話の組み立て方とか、そういうことがそもそも、内容がだいたいわかればよいというのではなく、結論までの思考の論理プロセスというか論理の組み立て方が学術的な話にはある。

学術手話通訳の話については、1年前のシンポジウムの基調講演で中野聡子先生が話されたので、あまり詳しくは繰り返しません。もし興味があれば1年前の報告書をお読みください。冊子はほぼなくなりましたが、ダウンロードできます。



次に、なぜそれが必要なのか、です。

医師、弁護士、社会福祉士、他に臨床心理士などの有資格者たる聾者が近年登場してきています。

聾者で専門職に就いているという人が、どんどん出

てきている。まずここに問題意識を持ってほしい。そういう人は判断こそが重要で、ある意味、ミスが患者や利用者に不利益をもたらすことがある。

医師、弁護士等は国家資格です。まずいことをしたら資格剥奪もあり得ます。

では手話通訳士はどうか、これは国家資格と間違えられますが、厚生労働省の認定資格。手話通訳者となってくると、県が認定したにすぎないのです。「すぎない」とか言っちゃうと、県の認定制度をディスっちゃうみたいですが。

倫理規定のみで、罰則規定がないじゃないですか。手話通訳って。「守秘義務が私たちにはあるので、大丈夫です。私たちに話して下さい。」と言います。では実際に守秘義務違反をした時、どうなるんでしょう。大学の研究者や博士課程の学生が話す中に、特許とか知的財産が発生するような話題があって、そこに手話通訳者がいたと。

では、その情報を通訳者がうっかり漏らしてしまったら…？漏らしちゃいけないですよ。確かに、倫理規定があります。でも、漏らしてしまったら？

その時の損害賠償ってどうなりますか。

通訳を介在させた際に生じたミス。これは専門職同士の判断ミスなのか、通訳者の誤訳なのか。その判断が付きにくいという問題があります。

そう考えると、はたして手話通訳の資格が、聾者の専門職を支える資格になり得ているのか、これは厚生労働省として、制度設計をぜひお考えいただきたいと思う次第です。

よくよく考えてみると、聾者の専門職進出が進むということは、こういうことを意味しているということなのです。

自治体による養成の不統一

各都道府県の登録手話通訳者の出願条件

	統一試験合格	手話通訳士
群馬県	どちらでもOk	
愛知県	○	×
東京都	×	○
大阪府	どちらも考慮せず (独自の試験)	

*統一試験の受験条件「養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者」の運用により、養成講座未受講者の受験を認める県も！
*引っかけたら養成課程の受け直しが必要な事例も！

そして自治体による認定の仕方の違いは、なかなかすごい状況です。群馬がいい、愛知がいいとかという話じゃありません。

群馬県は統一試験合格も手話通訳士もどちらも OK です。あとは面接試験がありますが。愛知県は統一試験合格を条件とする。手話通訳士は考慮しないということですね。興味がないのかなんなのかは分かりませんが、ともかく考慮しない。その逆が東京都。統一試験合格は考慮しない。手話通訳士であることが条件です。大阪、さすがですね！どちらも考慮しない。独自の試験を課しているということです。たぶん大阪の人は大阪を日本の中心だと思ってますからね。(笑)

元々はそれぞれの都道府県で独自の試験を実施しているという状況があったので、統一試験ができたという経緯がありますが。大阪は日本一いい試験をして、いい制度をやっていると。これ以上言うと…あ、今日は大阪府の田中さんが行政説明をするんです、今、思い出した。失礼しました！

さらには、これ、ありますか？と思ってしまったのが、こちらです。どこの県とはあえて言いません。統一試験の受験条件に、養成課程修了者と同等の知識・技術を有するもの。と書いてあることがあります。で、手話サークルでそこそこようになった人にも受験させているということなんです。

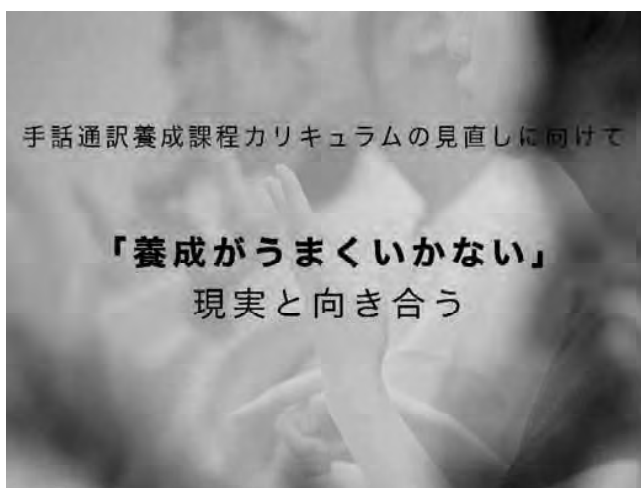
この問題、研修センター側としては県に委託しているので、県の判断を尊重しますと。

力のない人はどうせ落ちるからいいんですということなのかもしれませんが…いいんですか？それっでもはや、条件になりませんかよ。

このように、それぞれの県によって制度がバラバラだということは何を意味しているか。

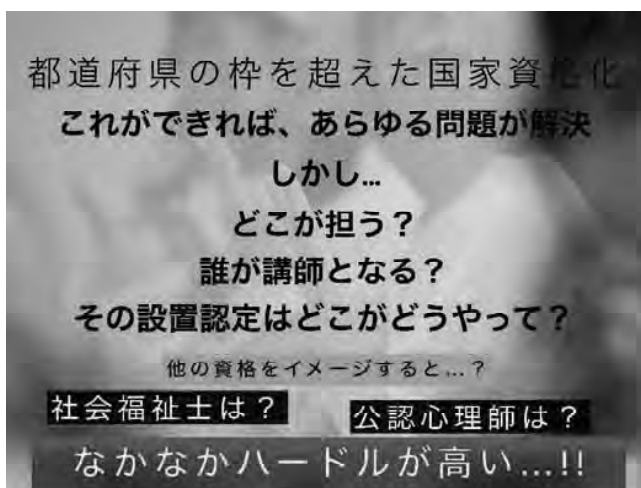
引っ越したら養成課程を最初からやらなければならないという県が出てくることになります。そしてここにもう1つ、見えないネックがあります。養成をしている地方自治体の関係者からすると、「他県の人はこちらの県の事情を知らないでしょ。こっちに来たからは、この土地の人とちゃんと付き合って、ローカルネタを覚えてから活動して下さいと。

あえて申し上げたい。他の専門資格にも同じことを言ってるんですか？



ここから更にヘビーな話になります。

養成がうまくいかない現実と、ぜひ向き合っていたきたい。私たちも皆さんも、一緒に向き合いたいということなんです。



国家資格ができればいいです。これができればあらゆる問題が解決するとは思いますが。

確かに検討はされてるわけですよ、手話通訳士を国家資格化すると。検討はしてませんが、じゃあ、どこが担うんですか？誰が講師となるのですか。その設置認定は？

今、群馬大学教育学部と宇都宮大学教育学部とが共同教育学部を作ろうと検討しています。どこまでオフレコなのか、既にプレスリリースもしていますので、問題ないと思いますが。

で、おそらく、2月、3月ぐらいに我々の仕事が続いています。文科省に課程認定を受けるために、我々の論文とか業績のリストを作り、その要約を書いて、書式を整えて、出すこととなります。場合によっては突き返されるかもしれない。「金澤、業績足りないぞ」と言われたら、書類を作り直したり、あるいは金澤をや

めて、別の人ということもあるかもしれない。専門職の養成を大学機関が行うというのは、そうした審査を経て、認可を受けるということです。

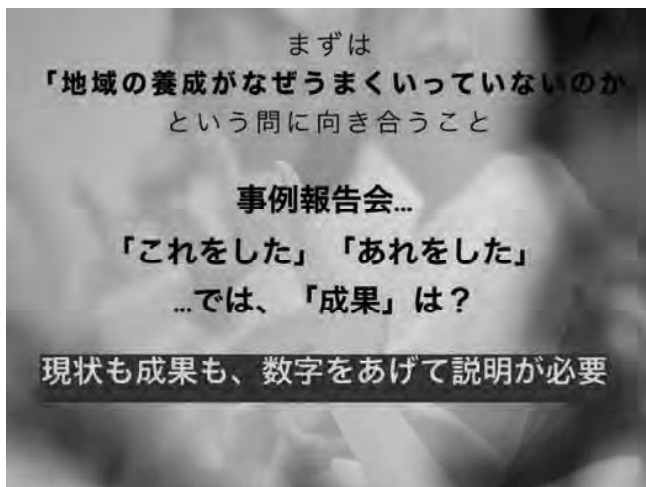
手話通訳士を国家資格化しようとする、今まで養成に携わってきた人は講師になれるのでしょうか？今まで担ってきた機関は担えるのでしょうか？そこまできているのだろうかということです。

他の資格をイメージすると社会福祉士はどこが担うのですか？公認心理師は？どちらも割と最近できた国家資格です。今、その職に就いている人は、比較的資格を取りやすいように移行措置期間が設けられます。

その後はどうなるのか。どちらの資格も大学、あるいは大学院で資格を出すことになります。

手話通訳士の国家資格化という時、こういう問題を含めて、国家資格を検討しているのでしょうか。自分たちの養成がそのまま国家資格になるというイメージであるならば、多分私は違うだろうと思います。

そう考えるとハードルが高い話です。



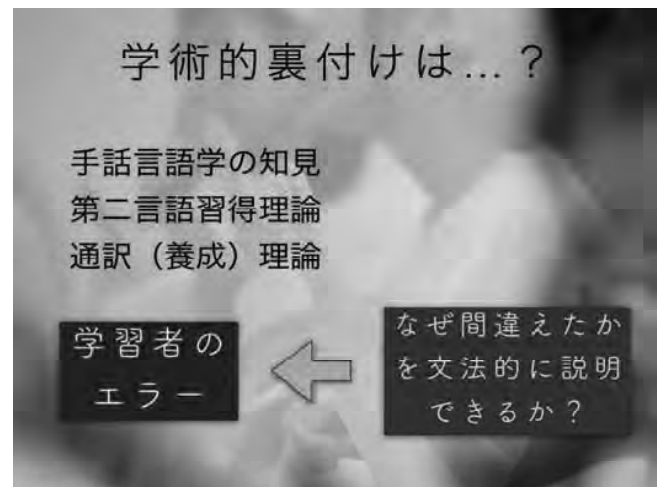
今の地域の養成はなぜうまく言っていないのか。このことについて、嫌われ者になる覚悟でお話します。率直に私は思うんですよね。

事例報告会、こういうことに取り組んでいます、ああいうことに取り組んでいます、こういう実践をしました、ああいう実践をしました。

じゃあ成果はとなるとどういう報告をしますか？「その結果、こう変わりました」という報告は意外と少ないですか？

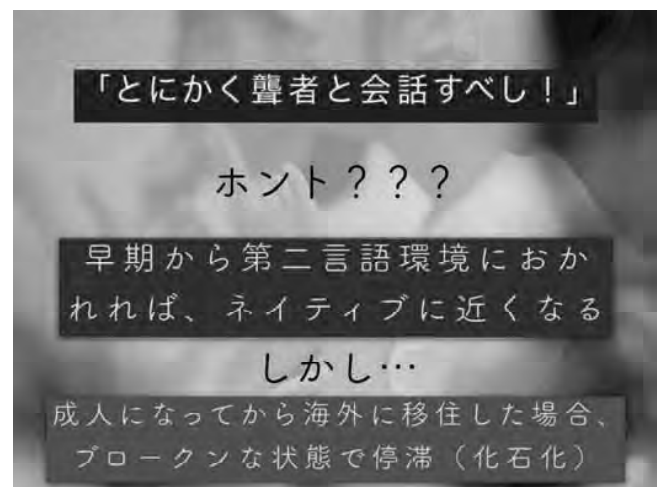
教員養成に関わっているのは大学教員は、数字をあげて説明するなど、結果を検証することをというのを生業としています。大学教員はそれぞれが学会に発

表したりして、今やっている実践の成果を数字で示したり…数字だけが全てではないのですが、何らかの方法で結果を世に問うていき、その結果を蓄積していきます。それが求められるのが今の大学です。



学術的裏付けが手話通訳養成にも求められるのではないのでしょうか。手話言語学の知見はどうか。あるいは第二言語習得理論、または通訳理論。通訳理論は手話通訳だけではなく、英語通訳や日英通訳など。これを踏まえると、例えば学習者がエラー、間違いをしたときに、なぜ間違えたのかを文法的に説明できるかが大事になってくるわけです。

後ほど話をしますが、当事業のスタッフには、「自分で説明できない間違いは指摘もするな、」と言っています。「その表現はおかしい」という言い方は、地域の養成でもしますし、聾者の講師にもそういう言い方をされる方はいますよね。でもこれ、言われる学生の立場からするとどうなのでしょう？「どういうやり方がいいのか」までというのが教える側の責任だと思います。



よく言われませんか？

「とにかく聾者と会話をしろ」と。

本当にこれは正しいですか？

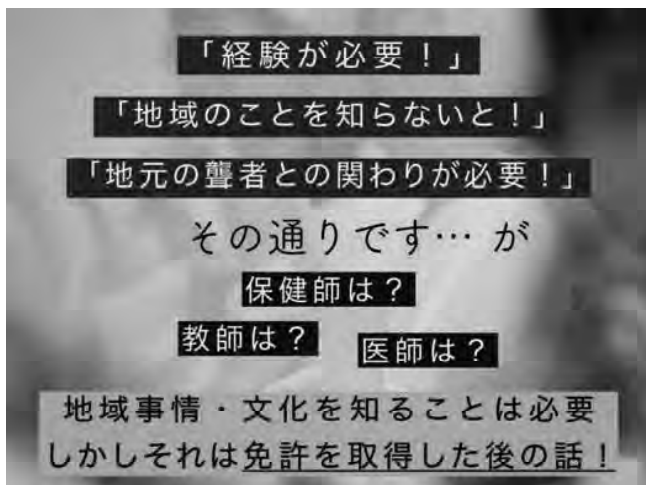
Jonson & Newport の大規模研究があります。韓国や中国からアメリカに移民をしてきた人が、英語をどの程度身に付けられるかについての研究です。

その研究からわかったことは、早期から第2言語環境に置かれれば、英語のエラーはあまり起きない。ネイティブに近くなる。一方、成人になってから海外に移住にした場合はブロークンな状態で停滞してしまうわけです。この状態を「化石化」というんだそうです。大学の場合、幸い、同僚に英語教育の先生がいます。いろいろと英語教育の知見を教えてください。「へ？化石化？」と言ったら、「ホントにそういう言い方をするんですよ」と言われました。

先日、手話通訳養成に関わっている方から、「英語でもできるだけ会話重視になっているじゃないですか。だから手話でもそうすべきではないか。文法中心での学習は良くないのでは？」と言われました。

しかしこの考えには盲点があります。英語は会話重視で、小学校から外国語活動を入れて、小学校から英語の会話をするのを低年齢に持っていっています。一方で、手話の習得や、さらには手話通訳者を目指す人は、大人を想定しているわけです。本学では、大学生を対象にしていくわけです。会話を重視したら身に付くのかというと、それだけではなく、化石化の問題と向き合わなければならないのです。

聾者と会話をすれば身につくなら、単に聾者とたくさん会話をすればいい。でも…現実はどうなのでしょう？上手な手話通訳者さんはたくさんいますよ。でも、いつまで経っても聾者の手話が読み取れないままの人って、私も含め、たくさんいるんじゃないでしょうか。もっと経験を積む必要があるんですか？まだまだ経験が足りないという話でしょうか？



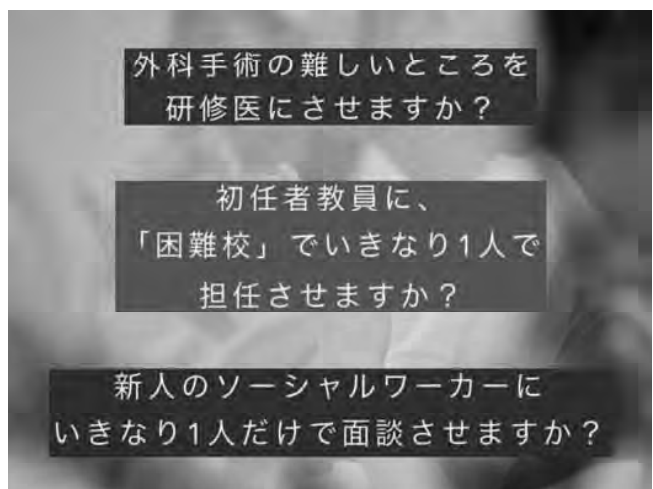
手話通訳者として一人前になるには、「経験が必要」と、よく言われませんか。「地域のことを知らないと困る」とも言われますね。「地域の聾者とのつきあいが必要」とも言われます。

それは確かにそうでしょう。

でも、保健師さん、教師、あるいは医師は、どうでしょうか？保健師さんは地域と密着しないと仕事ができませんか。教師については？古い文学作品がありますね。「二十四の瞳」。島の文化を知らないと教員ができない。離島や過疎地の医療、あるいは海外の発展途上国の医療もそうでしょう。その文化を知らないとできません。

でもそれは、免許を取得した後の話なんじゃないですか？教員免許を取るときに群馬県の特例事情は要りません。授業で習うことはありますが、群大生が教員課程の学生がみんな群馬で採用試験を受けるわけではありません。免許を取った後の話です。

なのになぜ手話通訳には、養成段階で地域の事情が必要だといわれるのか。そう言われるから、他県の人 came ときに、「イチからやり直せ」と言われるのではないですか。



外科手術、難しいところを初任者にさせますか？

初任者教員に困難校でいきなり1人で担任させますか？「させますよ」と上原課長から言われたら、話が続かなくなっちゃいますが。少なくとも、担任を持たせたとしても、フォローアップの体制をとってからですよ。基本は副担任から始めさせるかなと。

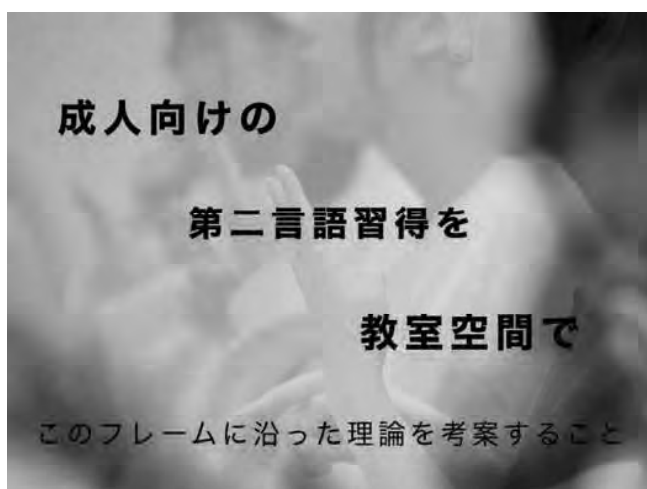
新任のソーシャルワーカーにいきなり1人で面談をさせますか？基本はしませんね。だんだん1人でできるようにしていきます。

手話通訳も同じことではないでしょうか。大学出た

ての人、或いは 10 代、20 代くらいの方が通訳資格を取っても経験が足りないのは当たり前。若い通訳者だと「いろいろな場面を知らないでしょう？」と言われるますよね。でも、この問題を考える時には、他の専門職種と比較しながら考えていく必要があるでしょう。

資格を取って終わりではなく、その後に必要なことがあるということです。養成段階にあたっては、それよりもむしろ必要なことってあるんじゃないでしょうか。

まず、必要なことは何か。



成人向けの、第二言語習得を、教室空間で行うということ。このフレームに沿った理論を考案し、実践していくことが必要だろうと思うのです。

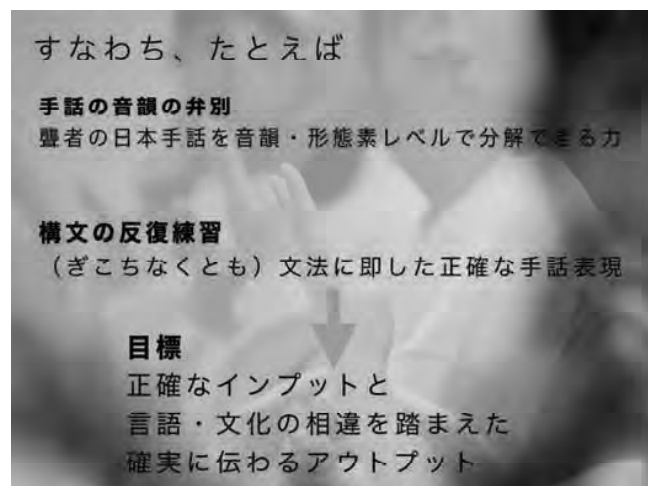
「成人向けの」とはどういうことか。子どもだったらネイティブ漬けにすればいいのかもしれませんが。しかしそういうわけにはいかない。

「第二言語習得を」とはどういうことか。第一言語による干渉というのがあるわけで、この問題を無視できないわけです。

そして、「教室空間で」とはどういうことか。海外に

移住するわけでも、手話漬けの生活をするわけでもなく、基本的には日本語環境で生活しながら、週に何時間か習うだけの学習であるということです。

この3つに関しては、地域養成も大学養成も基本的に同じことになります。だからこそ、一緒にこの問題を考えましょう、と申し上げたいわけです。



例えばですが、手話の音韻をちゃんと弁別できているか。音韻と形態素は、区切りの単位が違いますが、めんどくさい話になるので、そこは置いておきましょう。要は、聾者が表出した手話を、最小単位で分解することができますか、ということです。

英語のヒアリングと同じこと。ちゃんとヒアリングができるということは、英語を聞いて聞こえた言葉通りにディクテーションができるということです。日本語も同じ。聞いた日本語を、そのまま文字起こしができるかどうかということです。金澤がしゃべっていることを文字起こしできるかどうかということです。金澤の発音が悪いと言われてたらそうかも知れませんが。

それと同じように、日本手話を、最小単位で切り分けてちゃんと理解できているだろうかということです。やみくもに場面練習をするよりも、このトレーニングのほうが先じゃないでしょうか。

あるいは手話表出について言えば、構文の反復練習が必要だと思います。「ぎこちなくとも」文法に則した正確な手話表現。たどたどしくてもいいから、正確な文法表現。だんだん滑らかにしていけばいいわけです。

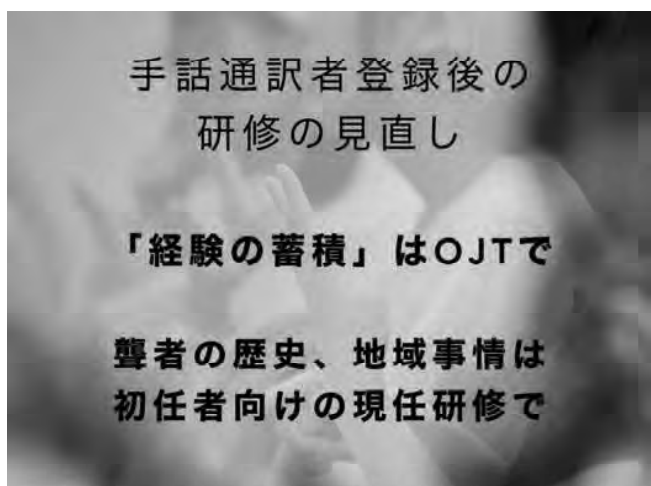
その上で最終目標としては、正確なインプットと、言語・文化の違いを踏まえた確実なアウトプット。おそらく、大学でも 1~3 年生の間でできることはこれで一杯一杯だと思います。

「いろんな場で経験することが大事」としばしば言

われますが、こうした基礎的なトレーニング以上に大事なんですか？私はそうは思いません。

場数を踏むことは、もちろん大事です。いずれ必要です。でも養成段階で必要かという、そうではありません。

その上で、その先に必要なこと。これはぜひ、県にお願いしたいと思っていることです。



思わず県の職員さんを目で探してしまいました。本日、障害政策課の佐藤係長さんがいらっしゃいますね。

県にぜひともお願いしたいこと。それは手話通訳者登録後の研修の見直しです。初任者研修や OJT (On-the-job Training)、つまり仕事をしながらベテラン通訳者と一緒に経験を積んでいく。こうしたことをキチンと体系化させてほしいです。

先ほど、お医者さんとかソーシャルワーカーとか教員の例を挙げました。他の専門職種で当たり前に行っていることです。

地域の聾者の歴史、地域事情は、試験に受かった後にすれば良いのではないのでしょうか。これらをぜひ、初任者研修、OJT によって、さらに磨いていただき

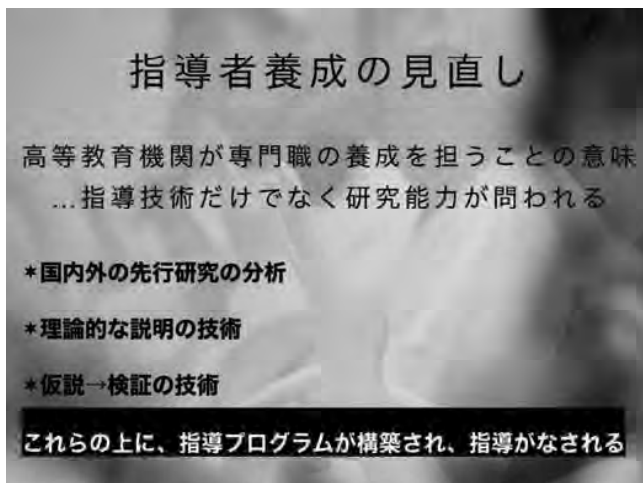
たい。手話通訳登録の後、磨く時間を作っていただきたい。

そしてその分、むしろ手話通訳者になる前の段階では、キッチリと基本を身に付けることに時間を費やしたほうがいい。

群馬の事情を知らないと登録できないとなると、他県から来た人を受け入れられないんじゃないですか？

あ、ただし群馬のために訂正します。群馬県では、他県から引っ越してやってきても、そちらの県で厚生労働省の定める時間数をクリアしていれば、同じように養成修了者で見なしますし、統一試験合格している、手話通訳士であれば構わないという判断で進んでいます。

でも、「受けなおしてね」という県もあるということです。



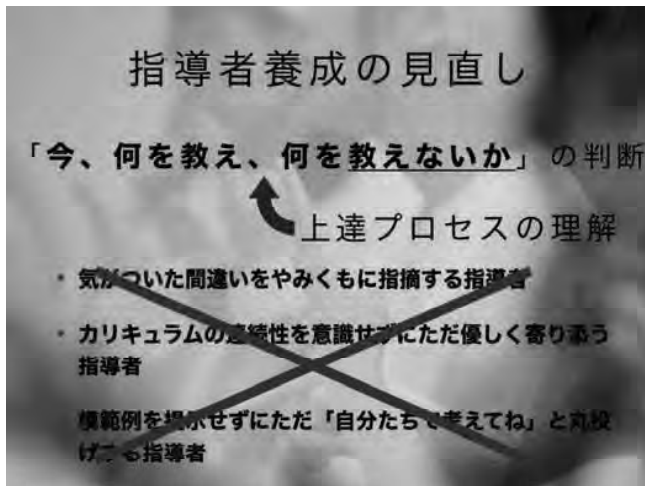
指導者養成の見直しということについてですが、まずはあくまで大学の中のことだけを考えてと思います。

高等教育、専門職を養成するということは、どういう意味を持つのか。

群大で手話を教えているスタッフについて、「地域で教える資格はあるんですか？」という質問を受けることがあります。あえて逆に申し上げます。そのレベルでは、私は採用しません。

それだけでなく、国内外での先行研究の分析も必要です。理論的説明も技術も必要、仮説検証の技術も必要。実際、実践しながら、もっと良い方法を常に研究していき、試してうまくいかなかった、うまくいったというのをしていくわけで、これらの上に指導プログラムが構築され、指導することになります。

だから、ある意味、群大の学生には、常に新しいことをしているつもりでもあるし、「失敗しちゃった！」ということもあるかも知れません。言ってないけど。いやいや、失敗はしていないと思いますが。学生のみなさん、聞かなかったことにして下さい。(笑)



私は思うのですが、何を教えるかよりも、何を教えないかを考えることの方が、とても大事だと思います。

できる人は、できない人の間違いにいっぱい気づくわけです。手話通訳のベテランだと、初心者の手なところとか、失敗しているところとか、山ほど目に付きます。聾者も、「これ聾者っぽくないね」とか、「聾者はこういう言い方しないよね」とか、指摘することはいくらでもできます。

でも、そのうち今何を教えるかも大事ですが、何を言わずにおくかが重要。その、教えるか教えないかの判断の根拠は、上達プロセスを理解しているかにあります。これを指摘したら身に付いて、次に進むことができるという時は指摘したほうがいいです。でも、今、それを指摘しても分からないだろうということは、言わないほうがマシです。

以下は、「あるある」的なネタです。

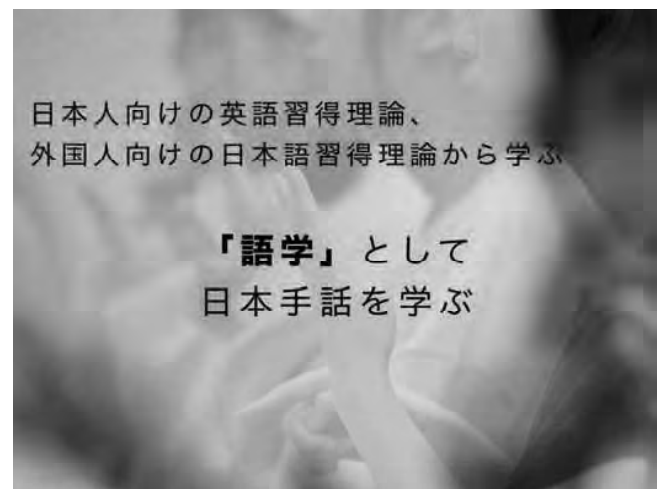
気が付いた間違いをやみくもに指摘する指導者、いませんか。あちこちにいるのではないのでしょうか。

カリキュラムの連続性を意識せず、ただ優しく寄り添う指導者。まあ、優しく寄り添ってくれると嬉しい気はしますけれども。その実、成長につながらない。

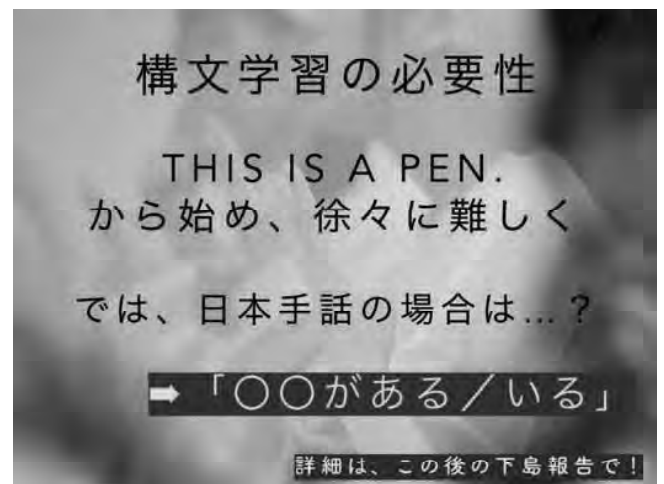
模範例を提示せず、自分たちで考えなさい、という指導者。ワークショップ的にグループワークをして、それこそ、「場面通訳を練習します。こういうケースでやってみましょう」と。で、やりました。みんなでディスカッションしてくださいね、と。こういう流れ。

でもですね。わかんない人同士が話し合ったって、正解に辿り着けるはずがないわけです。「今日もいい話し合いができましたね」で、終わり。

こういうことでは困るわけです。なので、こういうことをしちゃダメですよと、この1年、2年、実際に授業を担当するスタッフには言い続けてきたので、「金澤の顔はもうみたくない」と思ってるかもしれません。私がひょっこり顔を出すと、また、監視されてると思ってるかも知れません。えー、できるだけ良好な関係を続けられるよう、時々、飲みに誘いたいと思います。(笑)



そして、参考になるのは、現有的手話の養成カリキュラムより、日本人向けの英語習得理論とか、外国人向けの日本語習得理論。ここから学ぶことはすごく多いです。



「語学として日本手話を学ぶ」ということを考えて下さい。聞こえるみなさん、「手話の文法」って説明できますか？

構文学習を考える時、私が思うのは、英語の教科書の定番、“This is a pen.” から始めるということ。

英語の教科書と言え、これ。一生、使わない文。「これはペンです」…見りゃわかるだろう。「それはペンですか？」…って、いったい何に見えるのでしょ。

でも、これ、大事だと思います。もうちょっと実用的な例文のほうがいいのかもかもしれませんが、それはそれとして、最もシンプルな例文から始めるということ。そして、だんだん難しくなってくる。

以前、当たり前前の質問を、英語教育の専門の先生に聞きました。「なんで “This is a pen.” から始めるんですか？」と。「“I have a book” ではなく、なんで “This is a pen.” なんですか？」と。

答えは、「簡単だから」ですね。

疑問文や否定文にするときは、一般動詞だと突然、Do とか Does とかが出てきますよね。Be 動詞より操作が難しいわけです。だから “This is a pen.” からののだと。

では、日本手話の場合はどうでしょうか？

同じぐらいシンプルな構文で1番最初に教えたらいのは何からだと思いますか？

皆さん、どうですかね？

大体、手話サークルに行くと自己紹介から始めますよね。でも、我々の統一した見解として、自己紹介は意外と難しい。なぜならば、話題化が必要だからです。「私、名前」までを話題化してそれから名前を言う。

私は、「私は本を買う」が簡単でいいんじゃないかなと思いました。しかし、群大スタッフの聾者スタッフで、テキスト作成を一手に背負った下島が発見し、提案したのが、「ある」「いる」から教えるということ。これが頷きも要らない、おそらく日本手話の1番シンプルな構文ではないかと。

「〇〇がある／いる」

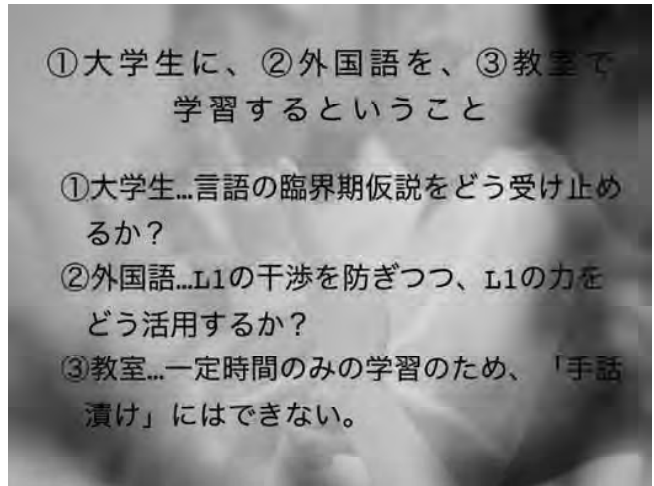
英語だとちょっと後で出てきますよね。“There is 〇〇” です。

なるほど！と思い、私はテキスト作成を全て下島に丸投げすることに決めました。そして、出来たテキストが…ありますか？本を持って来るのを忘れちゃった。今日皆さんにお配りした、これです！

注意事項があります。「試作版」と書いてあります。4月までに更にバージョンアップして、来年度の新入生にはよりよいものにしたいと思ひますし、1年間、試作版として改良をしていく予定です。これはあくま

で試作版です。これを読んでいただき、使っていただき、「もっとここを直したほうがいい」というご意見をいただけると有り難いです。

日本手話の文法を一から教えるためのテキストです。詳細は、この後の下島報告で。



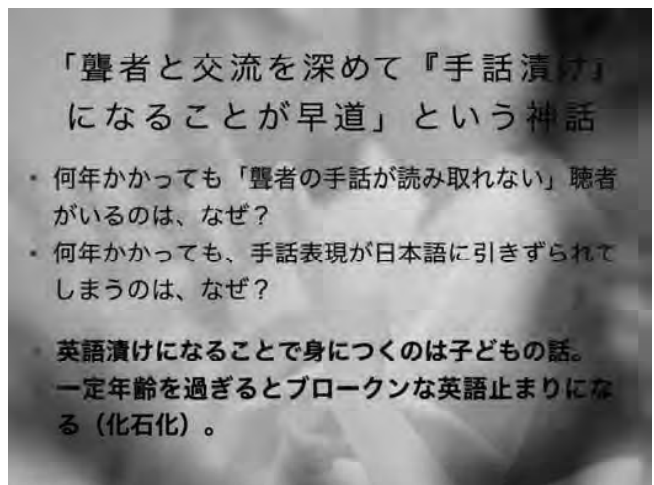
さて、「大学生」が「外国語」を「教室」で学習する。これを考えるということになると、いくつかの課題があるわけです。

言語の臨界期仮説をどう受け止めるかという問題があります。もう大人になっちゃった大学生は多少頭が固くなっている。

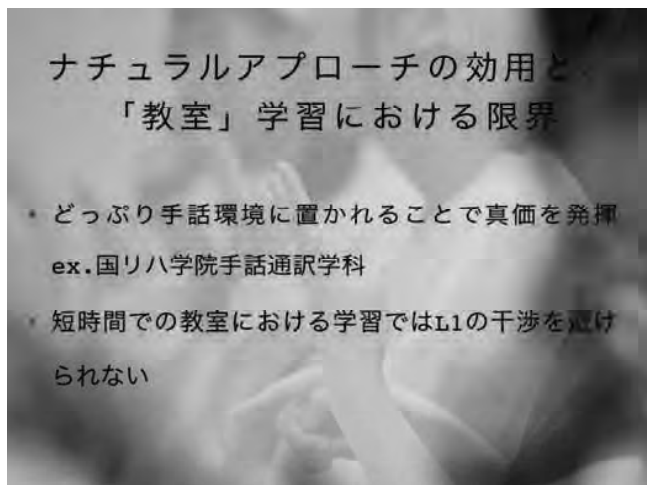
次に、外国語ということは、L1の干渉を防ぎ、どうするか。L1とは第一言語、母語です。日本手話をするときに、つい日本語的なリズムで表現してしまう。

教室で学習するということは、一定時間の学習のために手話漬けにはできない。留学とは違うわけです。

こういう問題を考えることが必要です。我々も考えます。でもこのことは、地域養成でも同じですよ。むしろ、大学生よりもっと年齢が上の方が多いのではないかと。だったら、この問題をもっと真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。

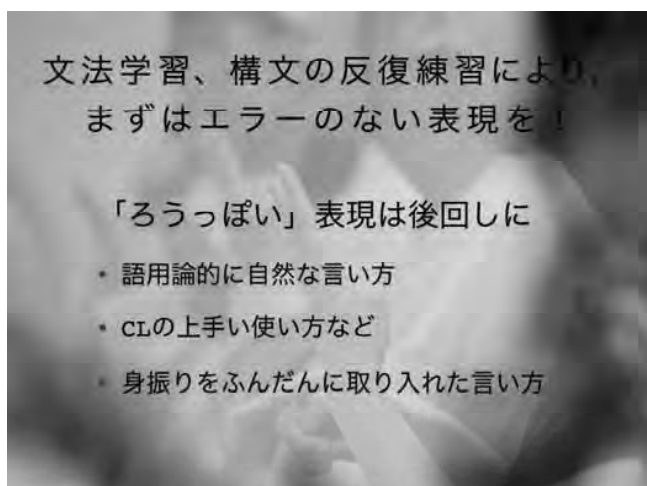


「聾者と交流を深めるのが早道だ」と言われませんか。しかし何年かかって手話表現が日本語に引きずられてしまう。英語漬けで身に付くのは子どもだけで、一定の年齢になるとブロークンになってしまう。日本手話の習得にも当てはまるのではないのでしょうか。



ナチュラルアプローチは確かに有効です。ただし、どっぷり手話環境につかれることが大事です。

それが難しかった時、それでもナチュラルアプローチは有効なのかどうか。私はそうは思いません。短時間での教室での学習で、ナチュラルアプローチで教えた場合、どういうことが起こるのか。学習者側が勝手にL1に置き換えて考えてしまう。その対策をどうするかが課題になると思います。



まずはエラーのない表現を。そして、聾っぽい表現なんて、後回しにしましょう。

とにかく聾者の表現を真似しよう！ということから入る人はいませんか？

日本語としてはそういう表現はしないよね、みたいな、語用論的に正しい言い方、言い回しというのは確かにいろいろあります。それは小ネタとして聞く分に

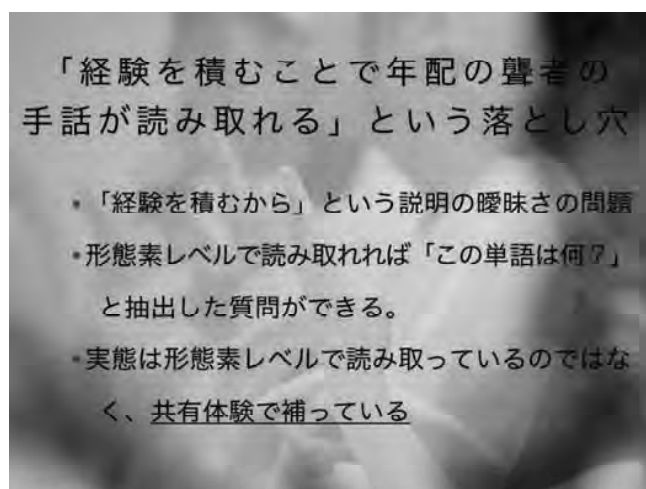
はいいですが、はたして体系的に学んでいくことよりも大事なことになるのかどうかは疑問です。

CLのうまい使い方。これはできたほうがいいですし、早い段階から必要な表現もあります。ですが、カリキュラムの時間の関係からいうと、どうしても後回しにせざるを得ない気はします。


身振りをふんだんに取り入れるのもやめます。手話養成の初級の最初は「身振りで表現しましょう」から入りませんか？でも、だから、「手話が身振りみたい」という誤解を生むのではないのでしょうか。

聾者は手話がわからない聴者と話す時に身振りがより多くなります。そしてその身振りは非常にわかりやすい。それを「聾者的だ」とマネをするよりは、たどたどしくてもいいから、文法的に忠実な日本手話で話すことが大事だと思います。

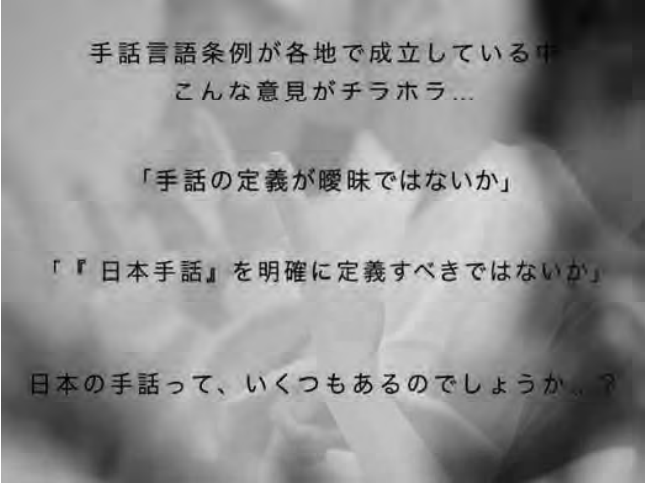
群大の学生の人の手話を見て、ある聾者は「ロボットみたい」と言ったそうです。1年生の手話を見れば、そう言われてもしようがないと思います。でも、「ロボットみたい」で大いに結構。ごちなくとも日本手話の文法をキチンと表そうとする方が良いと思います。そのほうが1年生にとってはいいと思います。



「経験を積みばいい」というのも、やめましょう。「経験の長い通訳者が、聾者の言いたいことがわかる」ということの実態は、その手話を形態素レベルで読み取っているのではなくて、その人との付き合いが長いから、文脈で補って、あの人はこういうことを言っているのだろうと解釈しているのではないのでしょうか。でも、これは手話を正確に読み取るということとは異なるだろうと思います。



学ぶ対象としての「日本手話」とは？



手話言語条例が各地で成立している中
こんな意見がチラホラ...

「手話の定義が曖昧ではないか」

「『日本手話』を明確に定義すべきではないか」

日本の手話って、いくつもあるのでしょうか、？

次に、学ぶ対象としての手話とは何かについて考えてみたいと思います。

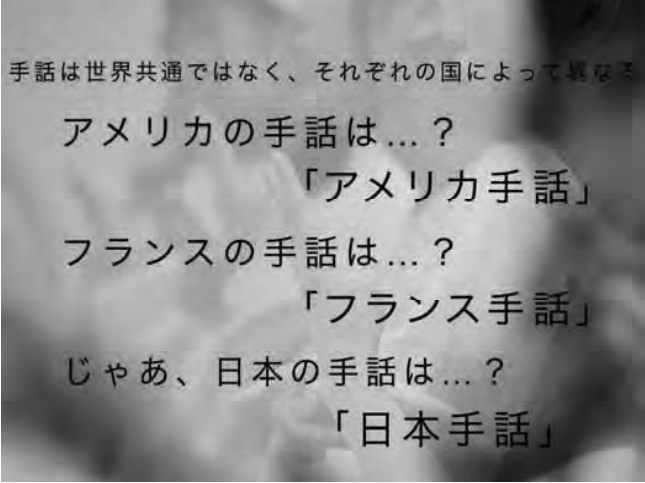
手話言語条例が各地で制定されてこんな意見があります。

「日本手話の定義が曖昧ではないか」と。

「日本手話の定義を明確にすべきだ」と。

でも、定義をはっきりしろ、というほど、手話にいろいろな定義があるのでしょうか？

ひとまず、こちらを考えてもらいましょう。



手話は世界共通ではなく、それぞれの国によって異なる

アメリカの手話は...？

「アメリカ手話」

フランスの手話は...？

「フランス手話」

じゃあ、日本の手話は...？

「日本手話」

手話は世界共通ではないですね。それぞれの国によって違います。あ、補足しますが、この問題を複雑にしているのは、「日本手話」という言い方への抵抗感をお持ちの方も多くいらっしゃるからです。

聞こえる方は...？たくさんいますね。

その中で、「私は日本手話ができる」という方は？...みなさん手を挙げないですね？では、「少しならでき」という方は？...はい、手を挙げづらい雰囲気がありますね？

では、敢えて聞きます。

「私は英語ができる」という人？...お、いらっしゃいますね。なんとも羨ましい！素晴らしい！

次。「少しは英語ができる」という方？...若干、手があがりましたね。

でもみなさん。例えば、群大に外国人が来て、「オレ英語できないけど、しどろもどろになりながら頑張って英語しゃべったよ」とみたいに言いませんか？

「頑張って英語しゃべった」というときに、「いや、オレの英語はあくまでブロークンで、ホントの英語じゃないんだけども」なんて言い訳もせずに、「英語でしゃべった」と言いますよね。

日本手話の定義がハッキリしているのなら、日本語と日本手話が混じったブロークンな、聞こえる人が使う手話に対して、「そんなのは日本手話じゃない」などと目くじらたてる必要、あるのでしょうか。そんなことに目くじらたてず、「学習中の日本手話」と言えばいいのではないのでしょうか。まあ、「下手な日本手話」という言い方もあるかもしれませんが。でもそれだと傷つくから「学習中の日本手話」ですかね。

さて、アメリカの手話はなんて言いますか？「アメリカ手話」ですよ。フランス語の手話は？「フランス手話」ですよ。では日本の手話は？...はい。「日本手話」ですよ。それだけのことです。

まあ、最近は、全日本ろうあ連盟では、「日本手話言語」という言い方を使い始めているようで。じゃあ、アメリカ手話はどうするのでしょうか。「アメリカ手話言語」というわけですね。そんな造語を作るよりも、普通に使われてる言葉を使いましょうよ、と私は思います。

手話言語条例では...？

「独自の体系を持つ言語」と規定

すなわち、

日本の聾者が用いる 独自の体系を持つ言語

問題は、
日本語と日本手話の混成状態が
生まれやすいということ

手話言語条例ではどう言っているか。どこをどう読んだって、「独自の体系を持っている」というのだから、これ以上の規定のしようがないと思います。独自の体系を持つ言語と言ったら、日本手話ですよね。

ただ問題は日本語と日本手話の混成状態が生まれやすいということがあります。

日本語と日本手話の混成状態が 生まれやすい必然性

- ・調音器官が別（手と口）
- ・保有聴力や教育環境で言語習得状況が様々。学校内で言語が混在
- ・親の9割が聴者。家庭内でも言語が混在

調音器官が、手と口とで違う。それゆえに、同時に発することができてしまうわけです。

今日は議員の先生方もいらっしゃいますが、例えば、高崎市議会議員の松本さんが、「私の名前は松本です」と手話で挨拶をされることがあります。その時、音声と手話を一緒に表すわけです。でもこれ、口と手と一緒にしなくてはならないと習っているわけではなく、自然発生的に両方動かしているわけです。立派に手話を学習されているわけです。

また、保有聴力や教育環境で、学校の中でも日本語と日本手話が混在しています。更に親の9割は聞こえるので家庭内でもそうです。

その上で、日本手話から学ぶとか、日本語対应手話から学ぶか、という議論もありますが、まずは文法を

キチッと学ぶことが大切だろうと思います。

学ぶべき対象は？

- ・英語を学ぶ時、「日本人訛りのブロークンな英語から学ぼう！」という人はいない
- ・日本の聾者の使う手話こそが学習対象
- ・日本手話の文法が何か？が示されていないことが大きな課題

→手話テキストの必要性！
…下島報告で！

英語で考えてみればわかる話だろうと思います。「日本人訛りのブロークンな英語から学び始めましょう」と言う人いますか？そんな発想はしないじゃないですか。手話についても同じことです。なんで、日本語対应手話を学べば良いとか言う発想が出てくるのか。おかしい話です。これも、この後の下島報告にご期待下さい。

ペースを上げろと言われました。

さて、当事業は何をやっているか。

本学における「手話サポーター養成」

基本コンセプト

- ・日本財団助成「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業の1つ（もう1つは、地域通訳者向け研修）。
- ・1年次基本的な日本手話の会話能力を習得
- ・2年次から3年次前期までに厚労省手話通訳養成カリキュラムを修了
- ・4年次に、学術手話サポーターとして学内の手話通訳活動に参加。さらに手話通訳資格取得者は地域の手話通訳活動にも。

1つは学生の養成ですね、地域通訳者向け研修もしています。1年生に日本手話の会話能力を習得させる、2~3年前期までに厚生労働省を終了。4年次に通訳活動、資格がなければ学内通訳ですが、この辺りは下島の後の能美報告で。

昨年度のパフレットでは、群馬県の統一試験の受験資格付与が「予定」だったのが、このたび、無事、削除できました。本学での養成課程を終えれば、統一試験の受験資格を得ることができます。

今年度の成果

・カリキュラム修了者に対し、群馬県聴覚障害者情報提供施設において手話通訳者全国統一試験の受験資格を付与することが決定！

・2018年度 第13回全国手話検定試験 群大学生の受験結果

	1年	2年	4級・3級・資格科	合計
2級		9	1	10
3級	1	2	3	6
4級	15	1	5	21
5級	2			2
合計	18	12	9	39

それぞれについて、全員合格！

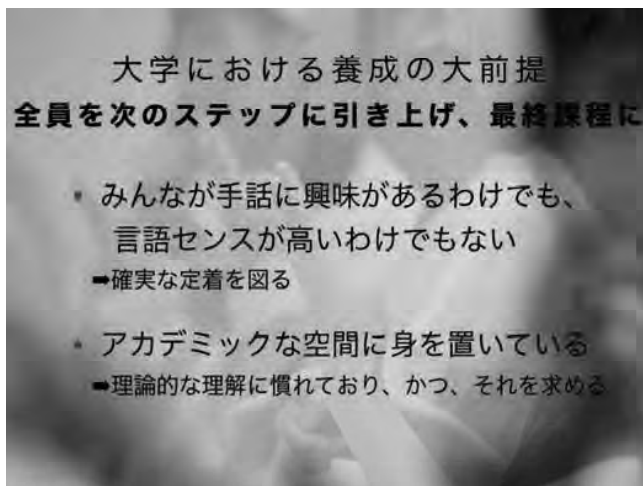
統一試験の結果については、先ほど、副学長理事の窪田の報告の通りです。補うなら、3年生、4年生も数には入っていますが、本事業を始めて育ったのが1年生、2年生までです。これは学生たちに大きな自信を付けました。2年生で9人が2級合格。

これ、1年生が見るじゃないですか。すると、「〇〇先輩が2級に受かるの？」と言われる。「〇〇先輩が受かっているんだったら、私も大丈夫じゃん？」と。

学生の自主性を尊重して受けさせたのでこういう結果でしたが、今思うと、全員2年生は2級に受かったなと思います。



授業の基本方針について。



全員を引き上げないといけないのが大学です。でも、みんなが手話に興味があるわけではない。

その時点で、地域と比べると、むしろ地域のほうがアドバンテージがあると思います。手話に興味がある人が申し込むわけですし、力がある人だけが上がっていいわけですから。

言語センスがみんな高いわけじゃない。もっとも、誰がセンスがないなんて、この場では間違っても言えません。全員、センスがある…と信じてます。でも、そうでなくても確実な定着を図る。

それと、アカデミックな空間に身を置いているということが大事なポイントだと思います。つまり、学生にとっては「いつも聞いているあの話」的な話が、学術的な話なわけです。

学生の場合、「話の中身は分かるけれど、手話でどうやって表現しようか」と悩む。それに対して、地域通訳者は、「手話はできるが、何を言ってるかが分からない」と悩む。つまり、悩みどころが逆です。

ですから、大学生を手話通訳者として養成することが、「学術手話通訳」事業になるわけです。このあたりは、民博（民族学博物館）さんがされていることとは方法論が違うわけです。学生が民博で養成されている手話通訳者と肩を並べるなんて、恐れ多い。

さて、そのような前提で、学生を確実に引き上げていくためには、いろいろな工夫が必要です。それについて、これからお話しします。

まず、読み取り通訳について。読み取りと細かく分解し、分析し、一步一步高めていきます。

通訳作業の要素を分解 —読み取り通訳—

- 単語がすべてわかる。品詞分解できる
- わからないものを、「これがわからない」と同定できる
- 構文がわかる
- 文章の意味がつかめる
- 日本語と日本手話の違いを踏まえて、日本語に直す
 - ➡ 逐次通訳ができる
- 頭に「貯める」ことができる
 - ➡ 同時処理ができる
 - ➡ 同時通訳ができる

細かい話は飛ばします。表現通訳も同様です。

通訳作業の要素を分解 —表現通訳—

- 聞いて理解できる
- 同内容の手話表現ができる
- 聞きながら手話表現ができる
- 聞いた日本語を手話表現に変換できる
- 文化的差異等も考慮して、適切な手話表現を選択できる
 - ➡ 逐次通訳ができる
- 「聞きだめ」ができる
 - ➡ 同時処理ができる
 - ➡ 同時通訳ができる

まずは逐次通訳ができることに目標を置きます。同時通訳はあまりにも処理する情報が多すぎて、いきなり習得するには負荷が多すぎなので。でも、なぜか手話通訳は同時通訳が最初から求められません。2言語の通訳に求められる基本的なスキルすらままならないのに、いきなり同時通訳で場面通訳というのは無理があります。

1つのテーマを繰り返しつつ発展

- 15コマで3つのテーマ。90分を3つに分け、3つのテーマを。
 - ➡ シャドーイングにより完コピ
 - ➡ 覚えたままの内容を音声聞きながら表現
 - ➡ 一部変えて通訳
 - ➡ テーマ、難易度を変えずに内容を変えた文で通訳
 - ➡ 同一テーマで内容を上げる
- テーマ、内容が異なっても、覚えた構文を徹底的に活用する
- 知っている語彙の範囲で通訳する→外国人向けの多読の日本語テキストを活用

15コマの中で、3つのテーマに絞ります。テキスト

とするDVDは、宮澤典子先生が通訳をしているものですが、その中で3つだけ取り上げました。風邪を引いている時に風呂に入って良いかの相談。子どものイジメの問題。それと子どものインターネット使用の是非。その3つをひたすら繰り返しつつ、だんだんと内容を変えて難易度を上げていきます。お風呂の通訳ばかりやっているの、「群大生はお風呂の話だけは得意！」みたいになっているかも。(笑)

1つ動画を。これは見本をとにかく丸暗記して、音声に合わせて表現したものです。4月の、いっぱいいっぱい頃です。

丸暗記したものを音声に合わせて



こんな感じで、ひたすら、あ、次、単語は何？何？って、いっぱい、いっぱいなどがあります。

これを経て、次の動画は、学生同士で、「私のお風呂の入り方」の文を作り、逐次通訳したものです。

お風呂のテーマで逐次通訳



こんな感じで、表現し終わるまで音声を読み上げる側は、待っています。ゆっくり考えて通訳する。

その上で、次は、最初に練習した、完コピしたものの内容を少し変えただけのものを、普通におしゃべりするスピードで、同時通訳。お母さんが話者であった

相談を、お医者さんによるワンポイント講座風にしたものです。



ここまで見てもらったのは前期の話です。

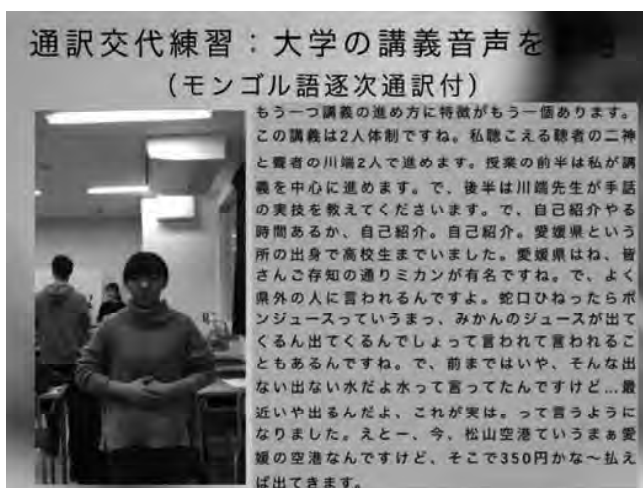
それからだいぶ時間をおいて、後期。前期に完コピした内容ですが、忘れてもおかしくないくらい時間が空いています。あくまでこの時の課題は通訳の交代の方法。交代練習をしながら、その題材として、過去にやった内容を用います。



だいぶ無駄な顔つきが減ったかなと思います。

煮物をして、しばらく放っておいたら、味がこなれて美味しくなった的な感じですかね。…よくわからない例えで、すみません。(笑)

最後は、実際の講義の音声を用いたものです。ただしこの講義は、たまたま本学にモンゴル聾学校の先生たちが研修に来られていたので、日本語とモンゴル語の逐次通訳が入っていたものでした。「これは教材としてちょうどいい!」と思って、使いました。

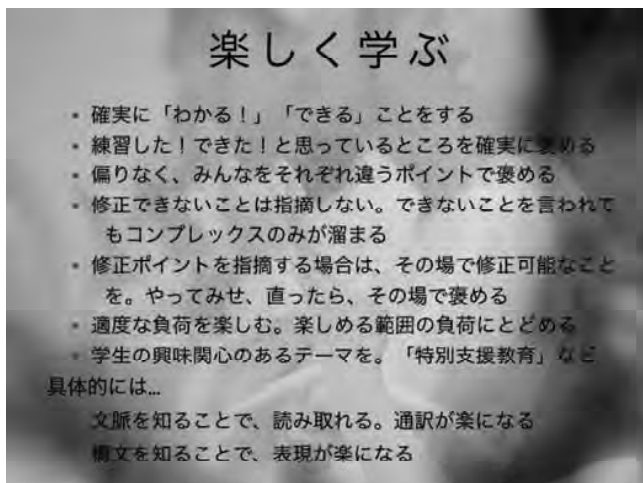


(動画の最後に、今井絵理子参議院議員が登場)

最後、ちょっと冗談的なサプライズを入れてみました。今井絵理子先生が群大に来られた時のものです。普通の学生に混じって、90分ガチで通訳練習に参加されました。ご本人の許可を得て、流しました。

次はこちら。

「楽しく学ぶ」ということの工夫です。



「なんで手話通訳って、怒られないといけないの?」というくらい、叩かれる仕事じゃないですか?

でも、もっと楽しく練習したらいいんじゃないですか。そのためのポイントをいくつか書きました。

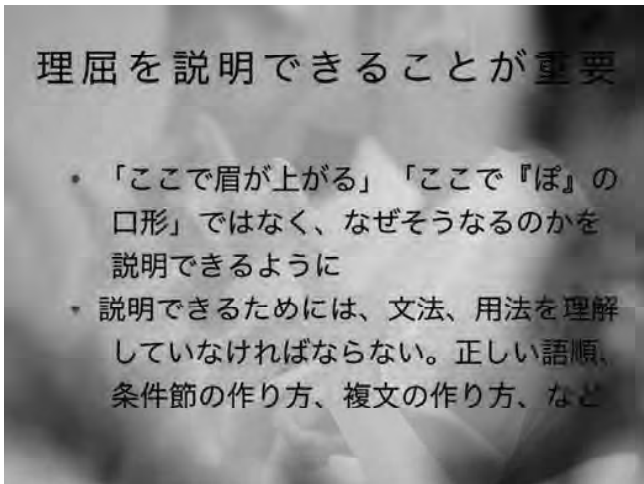
文脈を先に与えていてそこで通訳をする。負荷が減るから楽しいですね、できるから、楽しいです。できるような課題設定をして、できるようになる。だから楽しい。

難しい課題も、学生同士で自由に好きに作らせると、負荷を楽しめます。そして、男子学生は大体ふざけます。わざと難しくして、アイツを困らせてやろう!みたいな。



教室のモノが無くなるという話で、もともとは、「筆箱」だったところを、「鍵盤ハーモニカ」に変えられて、どうやって表現するか、動揺しているところです。でも、意外と上手に表現していました。

次。理屈が説明できることが大事だということ。キチンと理由を説明できないことを例示だけされても、学生は混乱します。



- ・「ここで眉が上がる」「ここで『ぽ』の口形」ではなく、なぜそうなるのかを説明できるように
- ・説明するためには、文法、用法を理解していなければならない。正しい語順、条件節の作り方、複文の作り方、など

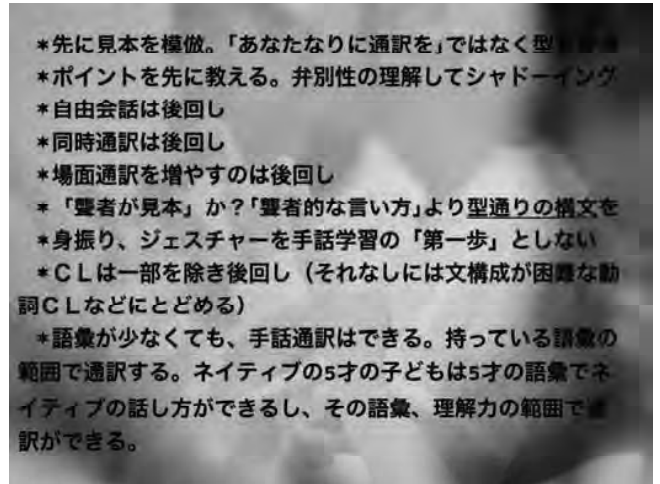
最後です。「常識を壊す」。



この「常識」は誰にとっての常識なのかということ

ですが、ある意味、日本手話をちゃんと教えているところからすれば、「いまさら何を言っているんだ」という話かもしれませんし、英語習得理論を教えているところでも、そう思うかもしれません。

でも、今までの手話通訳養成の常識からすると、それとは異なる考え方が必要ということです。



- *先に見本を模倣。「あなたなりに通訳を」ではなく型通り
- *ポイントを先に教える。弁別性の理解してシャドーイング
- *自由会話は後回し
- *同時通訳は後回し
- *場面通訳を増やすのは後回し
- *「聾者が見本」か?「聾者的な言い方」より型通りの構文を
- *身振り、ジェスチャーを手話学習の「第一歩」としない
- *CLは一部を除き後回し(それなしには文構成が困難な動詞CLなどとどめる)
- *語彙が少なくても、手話通訳はできる。持っている語彙の範囲で通訳する。ネイティブの5才の子どもは5才の語彙でネイティブの話し方ができるし、その語彙、理解力の範囲で通訳ができる。

先に見本を見せ、真似をすることから始める。見本もないところで、「あなたなりにやってみて」といっても、どうやってよいかわかりません。

シャドーイングの方法ですが、ポイントを先に教えなければ、そもそもシャドーイングはできないはず。なぜならば、弁別性の問題があるからです。英語では、RとLが違うといわれるから、そこを意識して発音を区別しようとしています。どこが違うかわからないまま、ただ真似してみろといっても、日本人的な「ラリルレロ」になってしまいます。手話も同じこと。真似すべき要素を切り分けた「ラベル文」が用意されて初めてシャドーイングができる。

自由会話、同時通訳、場面通訳は後回し。

「聾者が見本」とよく言われます。しかしそこにも注意が必要。聾者の手話を読み取れる力は必要ですが、表現については、「聾者的な言い方」よりも型通りに。

CLは一部を除き後回しに。動詞CLはそれが無いと文が成り立たないのでやりますが。日本語の借用ですむ名詞CLについては、そんなにできなくてもいい。借用すればいいんだから。これは、CLができなくても良いという意味ではなく、順序としては難易度が高いからです。

そして最後。語彙が少なくても手話通訳ができるということ。ネイティブの5歳の子は5歳の語彙で話します。ならば、5歳レベルの会話の範囲なら、5歳の

語彙で通訳の練習ができるということです。

時間をオーバーしてしまいましたが、以上です。

ご清聴ありがとうございました。



川端／ありがとうございました。

続きまして、事業成果報告をさせていただきます。

まずは、群馬大学 産学官連携研究員の下島 恭子より報告いたします。

テーマは「大学の授業における語学学習としての手話学習プログラムの作成」についてです。

事業成果報告

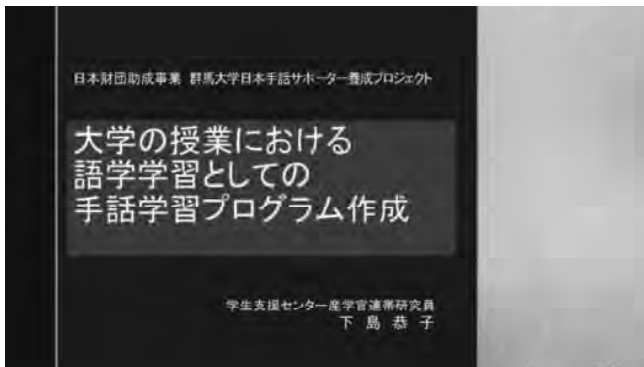
大学の授業における語学学習としての 手話学習プログラムの作成

下島 恭子

群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター 産学官連携研究員

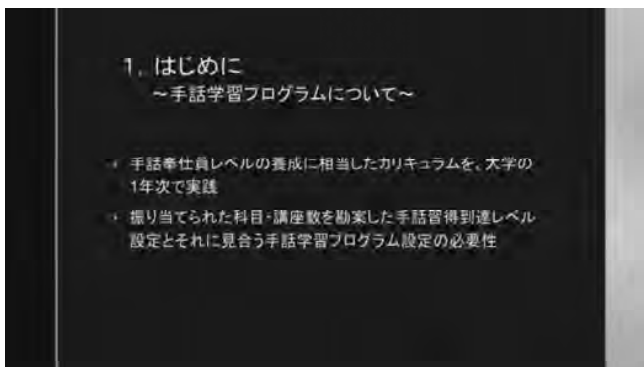


皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。
ただいまご紹介いただきました群馬大学産学官連
携研究員の下島 恭子です。



先ほど、金澤先生からこの事業の中で手話学習プ
ログラムの制作がされているという話がありまし
たが、これを私が担当して進めています。

そして学習プログラムの試作版ができましたので、
皆さまにもご紹介しています。



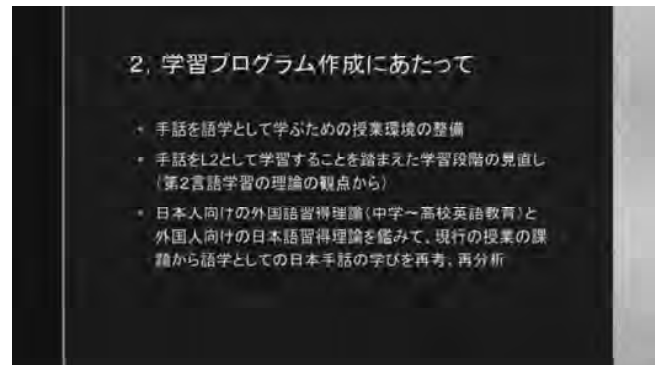
群馬大学では、手話通訳サポーターの養成を行っ
ていますが、地域においては手話奉仕員養成講座が
あります。そこでは、入門課程、続いて基礎課程が
あり、それぞれを1年間で行い、計2年間で修了す
る流れになっています。

(さらに通訳を目指す人は) この手話奉仕員養成
講座を経て、手話通訳講座に至るわけです。

群馬大学ではどの様に手話通訳サポーターを養成

するかと言いますと、最初の1年間に奉仕員レベ
ルの力量を身に付ける養成を行うことを目標にプロ
グラムを組んでいます。

地域では、週1回の講座開講であることが多いで
すが、大学では予め定められた授業カリキュラムに
沿って時間数・コースが決まっていますので、地
域とは異なった時間枠内で養成を組み入れなくて
はいけません。つまり、大学の授業で奉仕員養成と
同等の内容で講義を行うためには、どれくらいの時間
と学習内容の質をいつ・どの段階で設定するのが最
適なのか構成を検討しなくてはなりませんでした。



養成にあたって、まず考えないといけないのが学
習環境でした。学習環境にはまず手話のネイティブ
サイナー、母語話者が必要でその手話に触れられ
ること。そしてろう者の講師、手話を言語学的・理
論的に教えられる講師、このような人材を確保して学
習環境を整えることが重要と考えました。

また、日本では聴者はほぼ日本語を母語とし第1言
語として獲得しています。

その日本人が別の言語を学ぶ際には、その言語を
第2言語として学びます。

母語は自然習得されますが、第2言語は意識し、
学習して習得するものです。

この第2言語習得理論についても頭に入れておか

なくてはなりませんでした。

このことは、日本人が第2言語として英語等の他言語を学び、外国人が第2言語として日本語を学ぶ過程と同じように、学生は手話を他言語として学ぶこととなりますから、こういった第2言語習得理論を鑑みることが必要となり、この分析に照らし合わせて、学生にとって第2言語となる手話の習得にどのようなプログラムが必要になるのかを検討してきました。

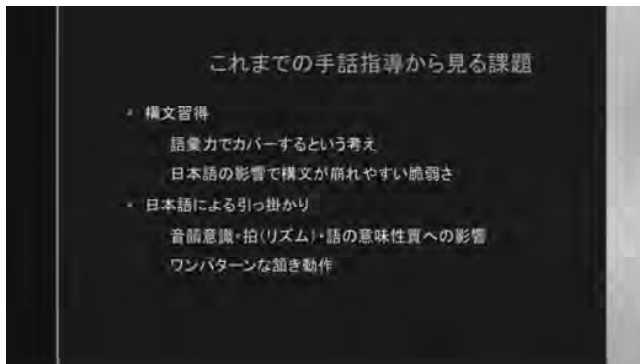
チームで検討する際に、大学内の英語の先生にも助言をいただきました。こういった検討を重ねながらテキストの内容を考えていったのですが、

【スライド消える】

……すみません、スライドが消えてしまいました。スライドが戻りました。

私が研究員として群馬大学に来たのは、去年の5月下旬頃です。そこでは既に手話の授業が進められ、川端と二神が手話の指導にあたっておられました。年度途中から入った私は、まずは授業の様子を観察することから始めました。

これまで、自分自身も地域での手話指導にあたったことがあり、自身の経験も含めて授業観察の中から養成における手話学習者の状況を見て課題が見えてきました。そしてこの課題を改めて洗い出してきました。



まず、学習者の手話の構文の定着が弱いことが挙げられます。これは、キチンと構文を理論的に掴めていないということです。

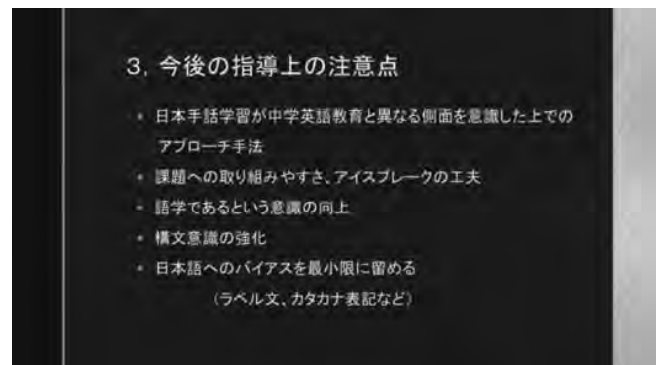
構文がキチンとできていないと手話が伝わりませんから、そこは語彙を増やすことで伝える、語彙力でカバーしていけば良いという考え方がありました。構文としてではなく、語彙力で伝えられているという状況だったのです。でも、それもうまく伝わりません。

また、手話と日本語を対比して、一見、同じように使われているような語彙がありますが、実は使用範囲や意味範疇が異なる語があります。

語彙の面でも、日本語と手話の違いをきちんと調べていない課題がありました。

金澤先生からも課題についてはいろいろ述べられていましたが、中でも、音韻意識・リズム・語の意味性質等が日本語の干渉を非常に大きく受けてしまうことがあります。また、文法の読みもワンパターンになっていました。

読み一つにしても、それが文末の読みなのか、文の途中の読みなのか判別表現ができないままで、同じ様な読み表出になってしまう。学習者自身も、いつ、どのタイミングでどんな読みが必要なのか、そういった弁別ができるまでっていない。読みが必要なのは分かるけれど…と、学習者が読みについて迷い模索している様子が見えました。



そこで、日本手話の文法を定着するために私達はどのようにすればいいかを考えました。

この時、指導上の注意点としたことの内容ですが、まず、学習者は手話を第2言語として学習していくのですが、例えば英語を第2言語として学ぶのと、手話を第2言語として学ぶのは大きな違いがあります。

それは言語としての身近さの違いで、英語は小さい頃からテレビあるいはインターネットのメディア等を通して触れる経験があったり、小学校で外国語体験があったりします。その後、中学に上がれば英語教科に繋がりますので、英語の学習を始める時はおそらく学習者にとって（手話と比べて）ハードルが低いのではないのでしょうか。

一方で、日本手話の場合は英語と違い、体を使った（体感的で）、視覚的な表現……体を使うという意味では声を使うのも体を使う意味では同じですが、声

と耳を使って会話することに関しては英語も日本語も一緒です。しかし、手話になると発語で使う器官が異なってきます。手と顔のパーツを用い言語として伝えることは、これまでの発語では使わなかったものを使うことになる。

ですから、手話を学ぶとなると音声言語を第1言語にしている学習者にとってはモードも異なり、大きなハードルに感じやすく、情意フィルターが上がってしまうという状況があります。その中で、視覚言語として顔を使うことがあるという状況に慣れていくためには、このハードルを下げ、その言語に入りやすくしていく工夫が必要になります。

そして、視覚言語として顔の動きに文法があることに慣れていくことが必要になってきます。

手話を学ぶ時、手始めに身振りから入ろうという教えがあります。自分もその様な指導をした過去がありました。けれども、手話というものが身振りでも伝えられるもの、という態度がいつか身に付いてしまうと、後々、どうしてもそれが取れなくなり、言語としての手話の習得に結びつきにくくなってしまいました。身振り・ジェスチャーから、言語としての手話への移行が難しくなったのです。

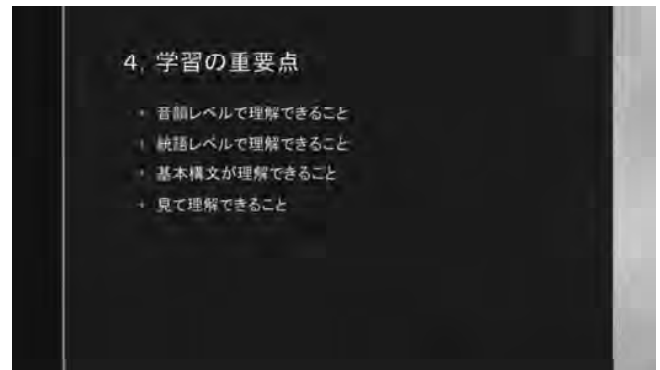
ですので、最初から「手話が言語である」という確かな意識付けが必要と考えたのです。

また、手話を学習する際の例文では、日本語が母語話者である聴者は、どうしても日本語の文字を見てしまうと日本語と結びつけて頭の中で音読してしまいます。その感覚が手話表出に影響を及ぼすので、そういう日本語の干渉をできるだけ避けるために、指導においては学習に用いる例文を日本語で出すことは極力避け、ラベル文を使うことにしました。ひとつの文を「/」で分けて表す方法です。

そして、その中の単語等はカタカナで表記しています。それは、その単語が日本語で使う意味また用法が異なることがあるからです。日本語の意味とすぐ結びつかないように、カタカナにしました。

こういった工夫を重ねて、このテキスト試作版ができています。試作版をご覧くださいとラベル文も見ただけだと思います。

次に、指導する際の重要な点を4つ挙げています。



まず、手話の世界で入っていくためには音韻レベルで理解ができること。そして、それに対して評価をすること。

例えば、英語でLとRの使い分けがありますが、日本人はなかなかこの区別が付きづらいと言われます。

まずはヒアリングから聞き分ける能力を磨いていき、音韻意識LとRの違いが身に付いていきます。

それと同様に、手話の場合はまず視覚を活用させ、音韻である手の形と位置などを注意深く見ることで音韻意識を高めさせていきます。

次に統語レベル、つまり文法レベルの意識を高め、文法として理解ができているかという面で評価すること。

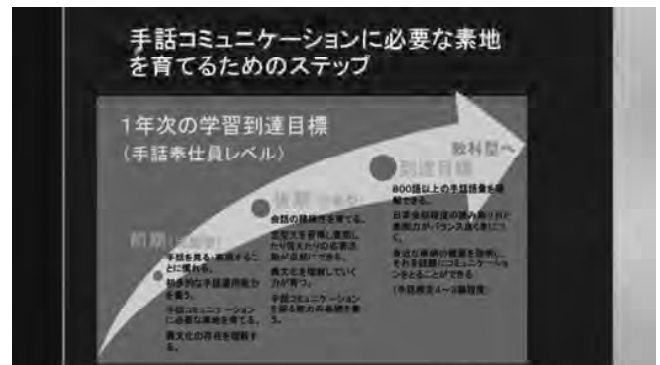
3点目は、構文がキチンと理解できるようになること。

1文として理解し、その中でどういった語の塊があるのか、これがキチンと意識できるようになること。

そして、4点目は「見て理解する」ということ。

音声意識から離れ、視覚言語として手話のまま理解するという意識を付けさせる、この4つが指導上の重要な点だと考えます。

こちらに出しているのが最初の1年間の学習過程です。



前期と後期に分けて、前期はまず見ることを重視し、手話の動画をたくさん見ながらNMの顔の動き

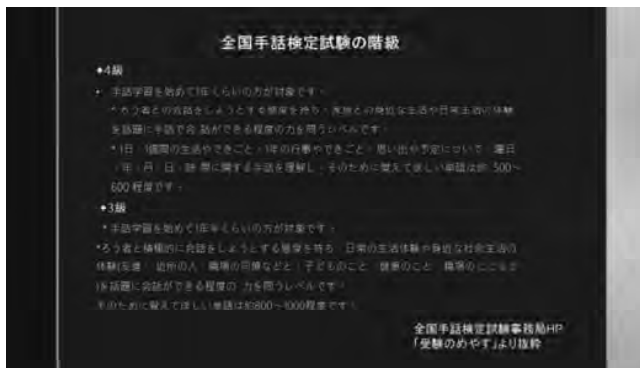
などに慣れていきます。

体に馴染ませるというのでしょうか、まずはたくさん見て、手話に馴染むという作業が前期です。

その中でも基礎となるシンプルな定型文やいくつかの文を自分で表出してみる作業もしていきます。

後期になると、前期に学んだものを活用させて、実際に自分で表現したり会話したりする作業に入っていきます。

ただ、ここで注意しなくてはいけないのは、学生に自由に会話させるのではなく、きちんと構文に基づいて表現できるように、基本の構文をしっかり見せていかななくてはならないということです。



この1年間の指導で、できれば手話検定3～4級合格レベルまで手話が習得できればいいと思っています。

これはあくまでもひとつの目安です。ひとつの目標を設定して取り組ませることも大事ななど。受験するかどうかの意思は基本的に学生の自主性に任せています。

繰り返しになりますが、やはり、キーワードとしてこの4つがあると思います。



語彙レベル、文法レベル、CL表現レベル、空間活用レベル。

CLは、金澤先生の話にもありましたが、動詞に組み込まれて使われることが多くあります。

この表現は手話には非常に重要です。

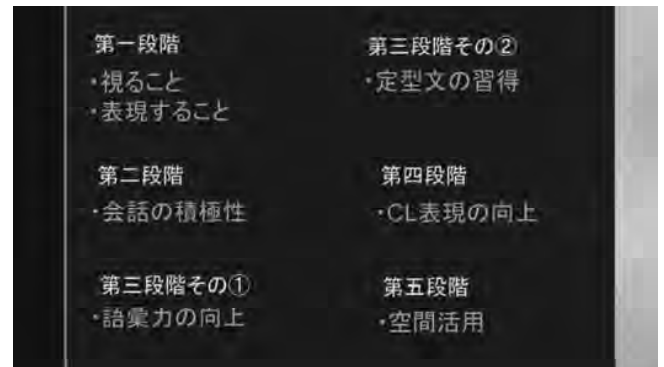
動作CLでも実体CLと操作CL、こういったものをしっかり指導していく。

そして空間活用レベル。

例えば、位置関係、また人と人との関係性、これを空間を使って表現していく。

この4つがキーになります。

まず、これらが理解できるというところから始まり、そのうち自分でも表現できるところまでに繋げていきます。



第1段階は、まず見ることで、真似て表現できること。次の段階で会話の積極性。

第3段階は語彙の向上、定型文の習得。定型文としてしっかり獲得すること。

第4段階はCL表現の向上。

第5段階は空間活用。

この様に段階を踏んで1年間指導することを考えています。

最後に動画があります。これは1年生の学生の映像です。前期から手話の授業を受け、後期は私が考えていたプログラムに沿って授業を受けた生徒です。WH分列文を取りあげて練習をしている動画です。WH分裂文については、説明はしたほうがいいでしょうか？

これは聾者の話法の1つです。

「～がいつかと言えば、～日です」

「私がやった場所はどこかと言えば、大阪です」

というようなこれをWH分裂文といって、ろう者がよく使う話し方です。

これはろう者にとって理解しやすい文章なので、トレーニングに取り入れました。その様子をご覧ください。

金澤先生の提示した映像には字幕があったのですが、これには字幕がついていませんので、先に私が

内容を話します。

《9月4日、高校の時の友だちと一緒にたこ焼きを食べるため、大阪に新幹線で行った》という内容です。

その中にWH分裂文が組み入れてありますので、ご覧下さい。

【映像を見る】

彼女は1年生です。この後期の短い間に頑張っ
てここまで表現出来たな、という感じです。

確かにぎこちなさは否めませんが、ここは指導者
が要点をしっかり押さえて評価し的確な指導する
ことが必要だと思います。

最後に、今回皆さまに試作版をお渡しして
いますが、修正点がありますので、ご確認
をお願い致します。

まず、13ページ。

スライドに出していますが、眉上げ・目開きの
下に、頭前とありますが、この「頭前」を「あご下」
に訂正して下さい。

もう1点、36ページ。「過去形」を「過去
または完了の表現」に訂正して下さい。

言語学の専門家からもご指摘をいただきました。

このような試作版ですが、実はまだ不足点・
修正点がありますので、1年間授業で使
いながら精査していきます。

この教科書を利用して、実際の指導は
どうだったのか、学生の反応また学習
状況はどうか、現在の言語学知識も踏
まえ、より良いものに変えていき
たいと思います。

私からの報告は以上です。ありがとう
ございました。

大学の授業としての手話通訳者養成プログラム

～今年度の授業実践から～

能美 由希子

群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター 産学官連携研究員



大学の授業としての手話通訳者養成プログラム ～今年度の授業実践から～

群馬大学大学教育・学生支援センター
産学官連携研究員 能美 由希子

群馬大学 産学官連携研究員の能美 由希子と申します。

先ほど、報告いただいた下島と同様、私も今年度の5月下旬から研究員として主に通訳者養成の授業やカリキュラム、教材開発の研究を行っています。

はじめに

1. 開講科目の背景
 - ・手話通訳者養成カリキュラムを、大学の授業3科目（6単位相当分）に短縮
2. 報告：授業における手話通訳者養成の実践
 - ・今年度開設科目「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ・Ⅱ」
 - ・関連講座「手話検定試験対策講座」
 - ・授業および関連講座におけるフィードバック
3. 次年度予告！

本日の報告内容ですが、今の2年生が通訳の授業を1年間通して受けてきたその内容の報告をします。

が、その授業の実践の裏には、血と汗と涙の結晶、具体的に言うと、いろんな文献を読み漁り、いろんな先生のお話を聞きに行き、勉強が足りないので研修会の出張に行かせてと、ボスである金澤先生にお願いしたり。

1年間、カリキュラムをまず作る、学生に通訳としての技術を身に付けさせる実践をした内容の報告です。

まず、背景として、2年生の前期・後期、まだ開講していませんが、3年前期、授業の3科目、6単位相

当分を通して、手話通訳者の現状で設定されている養成課程が終了できるレベルの技術を身に付けさせたいというのがこの開設科目の背景です。

本日は、1年間やってきた報告と、来年度こういうことをやりたいと思っている、という流れで話を進めていきます。

報告①：「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」

- ・課題：週3回提出
 - ・シャドーイング12回：DVD「手話通訳レッスン」宮澤典子氏
 - ・聞き取り通訳18回：シャドーイング題材から一部改編した音声を逐次通訳
 - ・読み取り通訳3回：ろう教員の手話動画
- ・授業および課題設定のポイント
 - ・通訳作業の負荷を限定的に：教材のテーマを限定・逐次通訳
 - ・音韻の確実な習得：シャドーイングを徹底

まず、報告1として2年生の前期、厚労省カリキュラムでは基本課程相当にあたる部分を前期で行いました。

この授業は週に1コマなので、カリキュラムを達成するには時間が足りません。

かつ、週に1回、通訳に触れるだけでは、到底、手話通訳の技術は身に付きません。

ということで、学生に対しては週1回の授業を課す、と同時に2～3回、課題提出を課しています。

1週間を通して、コンスタントに手話に触れられることを前提として作りました。

この中では手話学習、特に今の2年生は、音韻が最初は弱かったので、音韻の学習と、通訳学習の中でかなり限定した部分を変更する形で進めました。

報告①:「日本手話と日本語の違いを学ぶI」

- ・課題に取り組みやすい環境整備
 - ・プロジェクト室にて課題撮影し、機材設定等の負担を軽減
 - ・プロジェクト室勤務のろう研究員が適宜手話表現等の質問対応
 - ・空きコマを把握し、複数人で集まって課題を取り組むように促す

4

課題を課すからには、課題を出しやすい環境をこちらでも整備しなくてはいけない。

今、授業の中では、お互いにスマホで動画を撮影して下さい、自分で自分の手話表現を見返してという指導は行っていますが、スマホで自撮りというのは結構難しいのです。

なぜか。

カメラの高さをどこに合わせるか、目線位置に合わせてほしいのですが、皆が皆、三脚を持っているわけではない。

かつ、フレームワークとして、自分の体のどこからどこまでを入れていいのか。

指示したとしても、うまく毎回のカメラ調整をするのは、なかなか面倒。

あと、自宅で撮らせるという方法を考えると、学生はだいたい1人暮らしですが、自撮りしてもその背景にあるプライベートな家庭環境まで見てしまうことになります。

いやいやこれはちょっと良くないぞ。

そんなところまで、教員は知りたくもないし、きっと学生としても見せたくないでしょうし。

そんな課題を週に3回なんて、ちょっとどうかしっている。

そういうわけで、「プロジェクト室の中に、常にこの位置で立てば、この位置で録画ボタンを押せば、課題提出用の動画が撮れる形で設定している。ですので、皆さん来て下さい」としています。

かつ、週3回の課題、しんどい時もあります。週の途中で体調を崩して、2日間で3回分をまとめて撮らなくてはならないという状況も生じることがありますので、「できれば複数人で集まって一緒にプロジェクト室に来てワイワイやって下さい」という形でやりました。



写真です。

金澤の報告からあった、シャドーイングをつけて、一部を改変するという形にしました。

なので、カメラの前で学生が手話を表現しています。

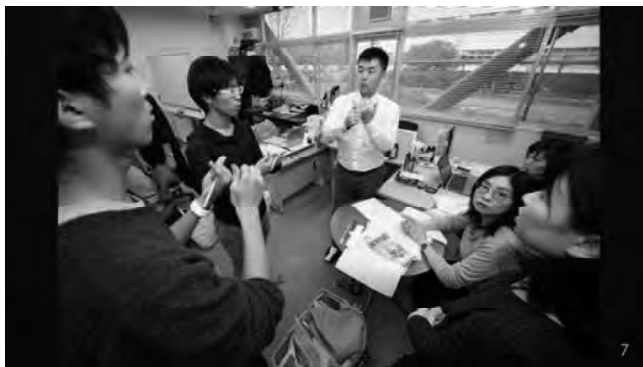
右側で明らかに白い紙を持っている人がその手話のタイミングが終わったところで次の文章を読む。

また手話の表現をする。そして、終わったら読むというという形で課題の撮影をしています。

他のギャラリーの方は優しいですね、見守ってくれています。自分たちの同級生が課題をできているかどうか。



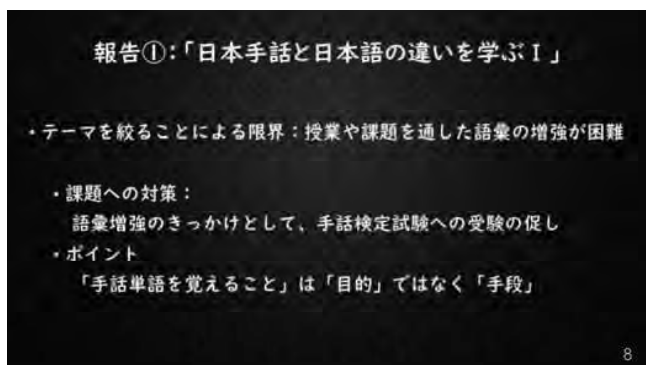
微笑ましいなと思って見ていたら、次の瞬間、「ヤバい、自分もまだ撮影をしていないので、見守っている場合じゃない」と思って、練習を始めます。



学生が課題の撮影をしている傍らで、研究員同士で次の課題は何にするか、今の学生のレベルがこうなら、次に出来てほしいことはこれだから、これを

達成するためにどういう課題設定をすればいいのかという相談をしています。

プロジェクト室の学生に、たまに「ちょっとやってみて」とか、「まだこれは難しいね、ちょっと待って」とか課題を小分けにすることもしています。

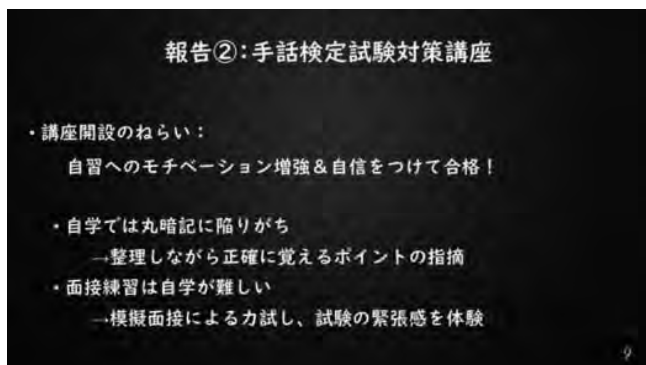


前期はテーマを絞りましたが、それによって限界も生じています。お風呂にばかり入っているわけにはいきませんから。

ということで、語彙の増強を授業内で行うことがテーマを設定するが故に生じる限界、ですので、語彙を増やしてほしい。

大学生は暗記は得意です。

「勉強しろ」という課題を出せば、覚えてはくれますが、できれば自主的に勉強をして欲しい。



「手話検定試験というのがあります。お金を払わなければいけないのですが、受かったらあなたは〇級の合格をしましたというちょっとカッコイイ、カードがもらえます」というPRをします。欲しいですよ。

このポイントは何かということ、単語を覚えるのが目的ではない。それを目的にしたら、試験が終わったら全部忘れてしまいます。

促す時のモチベーションとして、夏休み前の時期でしたので、夏休みにそうやって勉強して欲しいと話しました。

ただ勉強して下さいというだけでは、さすがに無

責任すぎる。単語を覚えて、後期の授業を組み立てようとしているのにそこにフォローを入れないのはさすがに忍びない。

どうせ受けるのなら、受かるようにフォローをしよう。

自分で勉強をする上で単語は辞書や動画で自分で学習が進められる範囲ですが、それをいざ会話や試験当日に使えるレベルで表出できるようにすることを考えると丸暗記ではよくない。

そこで、手話検定試験対策講座として、「整理しながら覚える方法がありますよ」と。

面接の練習はもちろん自分ではむずかしいので、こちらで模擬面接をやるので、この日とこの日に都合がよければ来て下さい対策講座をしました。



「単語を覚えて下さい」とは言いましたが、闇雲に覚えるのではなく、手話には音韻というのがありますよ、それをきちんと意識した上で覚えて下さい。

かつ、思い出して表現するときの想起方法として、ミニマル・ペアという方法が役に立ちます。

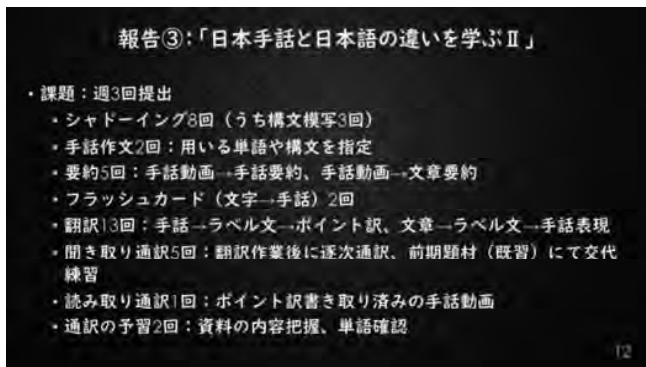
自分で勉強するときも、それを考えて暗記しよう、となります。



模擬面接練習はこんな感じで行いました。本当に個人で面接をします。

そして、夏休みが終わり、試験が出来たとか出来なかったとかの報告を学生から受けながら、後期授

業に入ります。



こちらは応用課程相当です。

後期の授業の組立から私がガッツリ入っているの
で、課題の内容がかなり細かくなっています。

前期と比較してポイント化して考えたのが、「より
正確に、自分で日本語から手話へ、手話から日本語
へ」という変換作業ができるよう、課題設定を行いま
した。



授業の中では手話動画を見て、まずラベル文作成
を試みましょう、これから課題に出しますので、
と説明をしました。

シャドーイング自体は前期にかなりやっていたの
で、それを1文ずつ区切り、1文を出す。

まずシャドーイングしてもらおう。

シャドーイングをしている学生を見て、単語が読
み取れているなど教員が確認した上で、実際に出し
た手の形をラベル文として書いてみましょう、とい
うことを初回の授業でやりました。

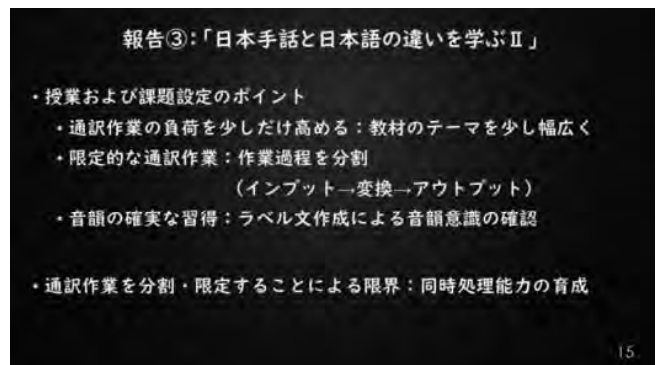
その上で、「ラベル文をこうやって書くんですよ。
じゃ、課題でラベル文を書いてきて下さいね」とい
う形で進めました。



ラベル文作成に慣れた頃合いを見計らって、「領き」
というのがあります、ということで領きの種類やど
こに領きが入っているのかも含めて、今までは手の
形だけラベル文を作成していたけれども、領きを含
めてラベル文を書くように課題をレベルアップしま
しょうと、内容を少しずつ難しくしています。

授業の課題設定のポイントとしては、通訳作業の
負荷を少しずつ、少しずつ高めていく。

前期はひたすら同じテーマで扱っていたのですが、
夏休みを経て語彙も増えたので、教材テーマを少し
幅広く変えました。



通訳作業としては、かなり作業過程を意識して、
インプットを頭に入れ、それをラベル文として書く。
更にそれを日本語に変えて書く。もしくは話す、と
いうように、作業過程を分割して、指導や課題設定
を行いました。

ですので、まだこの時点では逐次通訳しかやって
いません。

同時処理能力の育成が、まだ2年生の課題として
残っている部分です。

授業および関連講座におけるフィードバック

・ポイント：授業担当教員、ろう・聴研究員が複数で

・学生へのコメント例

- ・単語毎に頷く→動作コントロールとして、文のかたまりを意識を向ける
- ・頷き動作の単調さ→頷きのバリエーションの説明
- ・頷きのバリエーションの混乱→文頭・文末・主語の頷きのみ指示
- ・手話とマウジングの拍のズレ→複合語の表現（音韻変化）の説明
- ・手話単語と「渡り」の混同→ラベル文提示による単語意識の強化

16

2年生の前期・後期を通して、関連講座もそうですが、学生に対して、様々なフィードバックを行っていますが、そのフィードバックの内容、何をするのか、どの学生にどこをコメントするのかは、授業担当教員等が複数で検討します。

コメント例としては、とにかく頷きが難しいので、1人の学生には「頷きを減らして下さい」と言ったり、かといって減らした結果、頷きできる学生が、結果として単調な頷きになってしまったとか、単調になったバリエーションを増やそうと、コメントした故に、混乱して頷きが出せなくなる等、いろいろな状況があり、頷きには注意深くコメントを出す必要があると、1年を通して実感している部分です。

授業として最低限全員に身に付けて欲しいところのアドバイスもします。ですが、学生個々人はレベルが違うので、そこに合わせたアドバイスももちろんしていかないといけない。

そのバランスをとる、教員、講師側、メチャクチャ大変だと、今、痛いほど感じているので、その辺のバランスの取り方も含めて、カリキュラム開発をしなくてはと実感しています。

学生の動画を少しご覧いただきます。

4月の最初の頃、「シャドーイングをして下さい」と言いました。

ただ、まだ音韻に意識が向いている状態で、何が起きているかということ、単語1つ1つに頷きが入ります。この学生の特徴として、頷く時、体も一緒に上下に揺れてしまう。

「よし、1つ出せた！」「よし1つ出せた！」という感じに出ています。

ご覧下さい。

(動画再生中)

体が上下・前後、プラス頷きも入っている。ご覧になって分かりましたね？

この状態、本人はシャドーイングしなくてはという環境の中、でも音韻のほうにかなり意識が行っている状態。

正確に手の形をとか、手の位置を調整しなくては、という所に意識が回っている状態ですので、本人としては1つ出せた、あ、よかった、もう1個だせた、あ、よかった、というのが結果として、手話表現としてのノイズに繋がってしまっています。

というところで、学生へのコメントとしては、「多分、いちばん気にしている手の動きに関しては、できてるよ」と。「ここから多少崩れたとしても、できていると言って問題ない」と。

「そうなんだ、できているんだ」というところに自信を持ってもらうことにしました。

その上で、「実はね、顔の動きも結構大事なんだよ」と。「手の動きができてから、次、顔の動きのシャドーイングをちょっと意識してみようか」というコメントをしました。

で、数週間後はこちらです。

(動画再生中)

多少の頷きはまだ残ってますが、体幹の無駄な上下・前後・左右の動きはかなり軽減されている。

手の形に自信を持っていることもそうだし、手の形ができてると分かったので、顔や頷きを意識してシャドーイングできるようになったという状態です。

もちろん、コメントは「見やすくなったね」という上で、「頷きの種類が実はあってね」と、更にトレーニングを重ねます。

というところで、2年生、結構、私が、「できるだろう、できるかな」というギリギリの課題を毎週出したので、大変だったと思いますが、2年生、無事、皆さん、修了していただきました。

次年度予告：「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」←NEW!

・授業および課題設定のポイント

・大学の講義を活用したOJT

学部の1年次から4年次までの講義を通訳練習に活用

・「反転授業」

事前課題として通訳を撮影し、授業にてフィードバック

・通訳評価項目は初回1点のみ、回を重ねるごとに増やす

19

なので、来年度、通訳の練習に取り組みたいと思

っています。

1点、資料とは情報が変わっています。

資料の時には、大学の授業を活用したOJTの中で大学院レベルまで幅広くと、大きく書きましたが、私たちが授業で指導している学生は学部の学生なので、学部の範囲に留めることにします。

障害児教育講座の教員、全員の先生から、少人数授業や演習等を除いた講義形式のものについては、どうぞ通訳練習で使って下さいと、許可をいただきました。

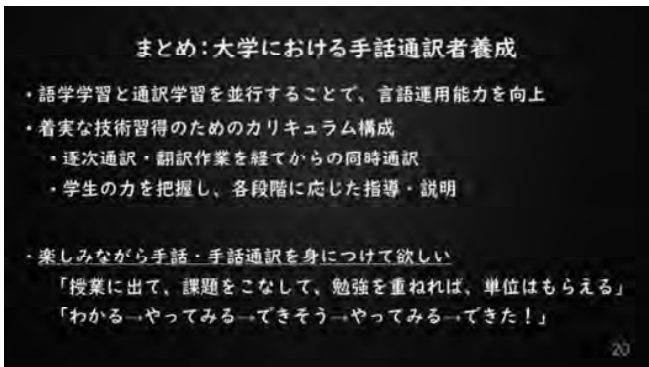
ということで、来年度の前期は実際に授業に出向いて、通訳をやることでトレーニングを重ねます。

同時通訳にいよいよ入っていくというところです。ポイントとしては、反転授業です。

2年生のこの1年間を通して、手話の文法や音韻の知識や最低限必要な知識・技術はこちらも教えましたし、学生自身にも身に付いていると思います。

なので、実際に通訳をやってみて、場面に出向いてみたものをもとに、授業でフィードバックをする。

授業の中では、文法や知識等の説明ではなく、フィードバックを中心に進めていきたいと思っています。



最後に、大学の中での手話通訳養成の難しさのポイントとなる部分です。

語学学習と通訳学習。

言語運用能力そのものは、日本語、手話のどちらも必要になるものなので、語学学習と通訳学習は、今後とも並行して行っていく予定です。

また、着実に養成するには、カリキュラムを構成しないとイケない。

ということは、着実に学生が習得できるように、通訳という作業を切り分けないとイケない。

なので、逐次通訳を経て、同時通訳をやる予定で

す。

金澤の報告もありましたが、学生は必ずしも手話通訳を目指したいからこの講義をとっているわけではない。

その学生に対して、「いやいや手話通訳って面白いんだよ」と。

「やってみたらできた」というのを積み重ね、今後も勉強できるようにしたいと思います。

私も1個人として、1通訳者としてずっと思っているところですが、通訳の養成課程でも、通訳になってからも、通訳という行為を諦めない限り、通訳者である限りは、自己研鑽や勉強は、し続けなくてはなりません。

ですので、養成の段階から、勉強や自己研鑽が楽しめる通訳者になってほしいという願いを込めて、今後共、カリキュラム、教材開発の研究に勤しんでいきたいと思っています。

時間オーバーしましたが、報告を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。

來賓挨拶

来賓挨拶

川端／

ありがとうございました。

予定の時間を過ぎておりますが、ここで、来賓の方を代表して、ご挨拶をお願いいたします。参議院議員 薬師寺 道代様より、ご挨拶を頂戴いたします。

薬師寺／

皆さま、こんにちは。

参議院議員の薬師寺です。

今日の講義でハードルが上がりすぎたので、今日は手話通訳をお願いをしたいと思います。

昨日、同じようなテーマで愛知の講義がございました。聴覚障害の子どもたちを大学でどのようにサポートしたらいいかがテーマでした。

残念なことに「学術手話通訳」という言葉もできてきませんでした。「ノートテイク」だけです。これもある大学では学生のサークルでその順番を決めていたり、マッチングをしていたりする状況です。

まだまだ全国各地、このような形で手話を大事に育てている所はないのです。

これからますます聴覚に障害を持ち手話が第1言語の高校生が大学に進みたい、大学生がもっと専門的な分野で自分が活躍できるフィールドを見つけて行きたいと思うかもしれない。その時に、このような取り組みが大きなベースとして全国に広がっていくこととなります。

今日は皆さま方の忌憚のないご意見をいただき、私どもも政府と共にどのような制度にしていくべきか考えてまいりますので、どうぞよろしくご意見致します。

学生さんには今日はスタッフとしても活躍していただきました。ビデオも見せていただき、私も本当に勉強になりました。皆さま方が社会に出て、通訳として活躍していただきますことを私も望んでおります。



今日のご盛会おめでとうございます。薬師寺でした。

川端／

ありがとうございました。

ただ今より昼休憩に入りたいと思います。

こちらの会場は飲食禁止ですので、会場を出ましたフロア、この1階、GB101 教室か外で召し上がって下さい。ゴミは各自でお持ち帰りいただけますよう、お願いいたします。お弁当を注文された方は、お受け取り下さい。

休憩中、会場内では先日群馬テレビで紹介されました本事業のビデオを流しますので、是非ご覧下さい。

また、会場の外のフロアでは、プロカメラマンの内村 コースケ氏に撮影いただいた写真の展示を行っております。ぜひご覧下さい。

午後は予定通り1時から開始いたします。ありがとうございました。

行政説明

川端／

お待たせしました。お席にお着き下さい。午後のプログラムを始めます。

まずは、行政のお立場からお2人にご登壇いただきます。というのも、各地で手話言語条例の取り組みが盛んです。条例が成立した地域の中から、本日は大阪府と群馬県の事例をお話いただきます。

大阪府では平成29年3月に条例が制定されています。スマートフォン等をお持ちの方はぜひ、この機会にお調べいただき、手話言語条例の条文を検索してみてください。

この条文は1ページ分だけの、スッキリとコンパクトにまとまった条文です。この中で重要なポイントは2つあります。手話の普及、手話の獲得です。この大変重要なポイントに絞ったコンパクトな条文だと思います。原石から重要なところだけをカットしたダイヤモンドのような条文だと思います。

それでは、大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ長 田中 太郎様より、大阪府の事例をお話ししていただきます。

よろしくお願いいたします。

手話言語条例に基づく施策 大阪府の事例



田中 太郎 氏

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ長

皆さん、こんにちは。大阪府の田中 太郎です。本名です。

本日は、全日本ろうあ連盟結成の地であるこの群馬で、このような機会をいただき、非常に光栄と存じます。

全日本ろうあ連盟が結成された1947年が、ちょうど今日、誕生日を迎えた父が生まれた年でした。浅からぬ群馬と大阪のご縁に深く感動しているところです。

では、肅々と行政説明に進みます。

大阪府の手話言語条例ですが、ただいまダイヤモンドのような条例というご紹介をいただきました。ありがとうございます。



この条例は、「平成28年の2月」議会における知事答弁などをもとに、提案されたものです。

平成28年度に、手話言語条例検討部会を設け、検討を進めました。当然、その検討の入口で、手話言語条例なので、まず手話を広めるぞと、いったい誰にという議論になりまして、次の2つの柱で検討しました。

1つめが、聴覚に障がいがない方々への手話の普及。実際に、どのような状態になっているかを検討しま

した。

条例を作るにあたって、一番しっかりと考えないといけないのが、「立法事実」というものなのですが、簡単にいいますと、法律、条例の制定によらなければ解決できない課題があるのかどうかということです。その観点で、まず検討を行いました。

聴覚に障がいのない方々への普及に関しては、障害者総合支援法、障害者差別解消法、その他関係法令、裁判所などには、手話通訳をとということを含め、法制度が整っています。そして、これら法制度にそって、大阪府がどんな取組みを実際にしているのか、その予算も含めて調べたのが、別紙1です。

事業名	事業内容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話言語条例に基づく施策	手話言語条例に基づく施策	105	135	158	187	181
聴覚に障がいのない方々への手話の普及	聴覚に障がいのない方々への手話の普及	95	125	148	177	171
聴覚に障がいのある方々への手話の普及	聴覚に障がいのある方々への手話の普及	10	10	10	10	10
手話言語条例に基づく施策	手話言語条例に基づく施策	105	135	158	187	181
聴覚に障がいのない方々への手話の普及	聴覚に障がいのない方々への手話の普及	95	125	148	177	171
聴覚に障がいのある方々への手話の普及	聴覚に障がいのある方々への手話の普及	10	10	10	10	10
手話言語条例に基づく施策	手話言語条例に基づく施策	105	135	158	187	181
聴覚に障がいのない方々への手話の普及	聴覚に障がいのない方々への手話の普及	95	125	148	177	171
聴覚に障がいのある方々への手話の普及	聴覚に障がいのある方々への手話の普及	10	10	10	10	10

このように、聴覚に障がいのない方への手話の普及に関しては、法制度も整備されている上、それらに基づき、平成28年の時点で約8千万円の予算が措置され、事業展開していたという状況でした。

次に、聴覚に障がいのある方々への手話の普及に関してはどうなっているか、ということです。まずは法制度の状況を調べました。

就学前は「なし」、就学後も「なし」。学校を卒業した後はどうなるか、これも別紙1です。

聴覚障がい児日常生活支援事業「のみ」です。予算も18万ちょっとしかなく、中途失聴された方に手話を習得していただくための事業、これも数十年続いている事業ですが、これしかないのかということです。

「これはいかな」ということで、条例への基本スタンスが、聴覚に障がいのある人の手話の習得の支援ということに、決まりました。

お時間のあるときに、ネットで検索等していただければと思いますが、大阪手話言語条例検討部会の提言というものが、今からご紹介するのは、そこに書かれている文章です。

聴覚障がいのある乳幼児が言語として手話を獲得する環境を支える仕組み、制度が存在せず……手話が言語である以上、こうした仕組みや制度、環境を整えていかなければなりません、と。

要は、聴覚に障がいがある方の手話の習得に係る法制度がない、だから、大阪府は手話言語条例を作ることとした、というわけです。

では、どのような条例なのか、別紙2です。

大阪府の手話言語条例の策定のポイントになったのが、聴覚に障がいのある方々が手話を習得することに関して、特に聴覚に障がいのある方々のライフステージごとに、手話の習得の機会が提供されているかの観点で法制度を確認したところ、生涯を通じて、ほぼ何もないわけです。

身体障害福祉法には、聴覚に障がいのある人の手話の習得を支援する事業というのが、あるのですが、それは先ほどご説明した、大阪府が18万円ほどの予算で中途失聴された方に手話の教室をや

っている、その程度しかないわけです。

そこでさらに、人は言葉をいつ覚えるのか、ということについて、吟味しました。

基本的に、「言葉、どうやって覚えましたが」と質問すると、多くの方は「知らないうちにしゃべれた」とお答えになるはずですが。

そこで大阪府では、乳幼児期に聴覚に障がいのある子どもがどのように言葉として手話を獲得していくのかに論点を絞って議論しました。

言葉は本来自然に獲得されるものであるにも関わらず、聴覚に障がいのない保護者と聴覚に障がいのある子どもといった環境である場合、聴覚に障がいのある子どもは、どのように言葉を獲得していくかについて、行政としてしっかり考えていくべきということで、そのための取組みの具体化を含めて、大阪府における手話言語条例の検討が進んでいきました。

乳幼児期の後はどうなるのか。学習指導要領があります。しかし、それには手話を指導し、習熟させるための規定がないので、都道府県では具体的かつ有効な施策を実施することができないという壁にぶち当たりました。

このあたりで、大阪府手話言語条例に基づき、大阪府がどのような施策を実施しているかについて、お話をさせていただきます。

条例は全部で5条あります。

大阪府の条例に関しては、まず条文の検討をしたのではなく、実際に何をやるべきかを部会でご議論をいただき結論を出しました。

手話を言語として考え、聴覚に障がいのある方が言語として手話を習得することを考えたときに、大

阪府としてやらなくてはならないことは何かを考え、後から条例をそれに合うように考えたというものです。

基本的には、生まれてから大人になるまで、言語としての手話の習得の環境を整えていくというものです。

ついでに言うと、手話が言語であることもPRしなくてはいけないということで、その条文も加わっています。

第1条は、いわゆるお題目です。

第2条は、手話が言語であることのPRです。

第3～5条が、生まれてから大人になるまで、聴覚に障がいのある方の手話の習得を支援しようということになっています。

ちなみに、第2条は、手話が言語であることのPRですが、今日、大阪で「ハンドサイン」というアーティストの方に大阪府手話言語条例のPR大使になっていただくことになっていて、今日はいろいろ記念すべき日だなと思います。

第3条が、乳幼児期における手話の習得機会の確保に関する条文です。

これに基づいて、後ほどパネルディスカッションで改めて説明させていただく「こめっこ」という取り組みがあり、日本財団さんの助成をいただき、大阪聴覚障害者協会と連携して実施しています。

第4条が、学校における手話の普及です。

学習指導要領との関係もあり、聴覚支援学校にも手話のできない先生が定期的に異動してくるといったような状況です。

後程、金澤先生のお話にも出てくると思いますが、手話ができなくても聴覚支援学校の先生ができるというのが、現在の法制度上の仕組みなわけです。

「手話」を英語に置き換えると分かりやすいのですが、アメリカンスクールの先生が英語できません、というのはアカンのじゃないかという話です。

実際には多くの場合、手話のできない先生が異動して来られたら、それぞれが自主的に手話の勉強をされたり、学校現場で任意の手話研修があったり、それぞれに取り組みをされておられると思いますが、大阪府ではさらに、府立聴覚支援学校全校で、職務として、各学校ごとに応じたカリキュラムを組んで、年間20～30コマで、手話を習得するための講座を

受けていただいています。

取り組みを開始して、今年度が2年目ですが、レベルが低すぎるのでそろそろ上げて欲しいと積極的な意見もある状況です。

第5条は、事業者における手話の習得。

これも現在、大阪府としてできることは、企業表彰のほか、大阪府が聴覚障がい者情報提供施設の運営に関して、大阪聴覚障害者協会に対して、年間約3,200万円を補助しており、その中で業界団体等に手話の講師を派遣するといった取り組みを大阪府として展開しています。別紙1～2をご参照いただければと思います。

大阪府では、先ほど別紙1でご説明した、手話言語条例には基づかない、「聴覚に障がいのない方へ手話を広める取り組み」、平成28年度予算で約8,000万円のほかに、さらに大阪府手話言語条例の施行を受けて、第3条から第4条までの「聴覚に障がいのある方の手話の習得の機会の確保」等に関する取り組みを、新たにスタートさせたわけです。予算的には、来年度に向けて要求中のものも含めると、別途、約1,500万円を確保しています。

次に、学習指導要領の改訂についてです。



大阪府の取り組みは、おまんじゅうに例えると、皮だけなのかもしれません。じゃあ、あんこは何か。それは、学習指導要領の改訂です。

しかしながら、これだけは、大阪府などの地方行政では、どうしようもありません。

ちなみに、どの自治体でも手話言語条例を作ろうとするときに、同じ問題に直面されると思うのですが、「なんで手話だけやねん」「要約筆記はどないなんねん」「点字は？」という声に対して明確な説明が必要になるということです。当初は、これらの声にどのように説明していこうかと思案していましたが、

この点について、学習指導要領の状況を説明することで、ご理解をいただけたと思っています。

実際にはどのような状況なのか、については、資料に書いてあるとおりです。

視覚に障がいのある子どもたちに対しては、点字を指導し、習熟させなければいけないという記述があります。

一方、聴覚に障がいがある子どもたちに対しては、手話の指導も習熟も出てきません。

学習指導要領を全部読むと、このように現場で指導しましたという事例集があります。そこには、手話や指文字などを適切に活用しながら、社会に出たら多くの人が活用している音声言語にも対応できるように」というようなことも書かれています。

このような状況を丁寧に説明していったら、手話言語条例の必要性を理解していただきました。

大阪府福祉部としても、学習指導要領などの法制度の整備について、国家要望を行っています。

ちなみに児童福祉法についてですが、身体障害福祉法や障害者総合支援法には、手話通訳の派遣に関する規定があるのですが、児童福祉法には手話の「しゅ」の字も出てこないんです。

全日本ろうあ連盟も厚労省に対して、要望していますが、障害児通所支援等のサービスを提供した場合の報酬には、視聴覚障がい児あるいは言語障がい児加算が、ないわけです。これらは、大人のサービスにはあるんです。

では、聴覚障がいのある子どもには、どのような加算があるか。人工内耳装用児受入加算しかないんです。

障がい児支援などには、かつては、治療、克服、軽減などといった考え方がありました。児童福祉法に手話が規定されておらず、大人になってから手話通訳者の派遣などが規定されている理由が、それと関係しているのかどうかはわかりません。しかし、子どもについても、手話の習得や手話通訳に係る支援が必要なのは、間違いないのではないのでしょうか。

「だからこそ学習指導要領を改訂しましょうよ。」という話をする、カリキュラムがない、教科書がない、それを教える教員がない、受験も手話でできるようにしないといけない、だから、無理なんです、という答えが返ってきます。

その他にも、手話が難しい、覚えるのに時間がかかる、文法が日本語と違う、だから日本語の習得に不都合が発生するのではといった声も聞かれます。だから、学習指導要領は改訂できないんです。

ゆえに、聴覚に障がいのない人を対象とした手話の習得の場、すなわち、手話通訳養成講座はあるのに、聴覚に障がいのある人の学校では、手話「で」教えている例はあるけれど、手話「を」教えている例は、ほとんどないわけです。

母語として手話を習得すると、日本語の習得に支障が生じるという点について、午前中、金澤先生や下島先生、能美先生の講演をお聞きして思い出したのですが、大阪府のとある会議の委員に手話の堪能な方がいて、その方は、すごく流暢に意見を仰られるのですが、手話通訳者によっては、ラップみたいになるんです。「私、言う、あなた、言う、それに対してあなた、答える、私、思う、それ違う。」みたいな感じですよ。

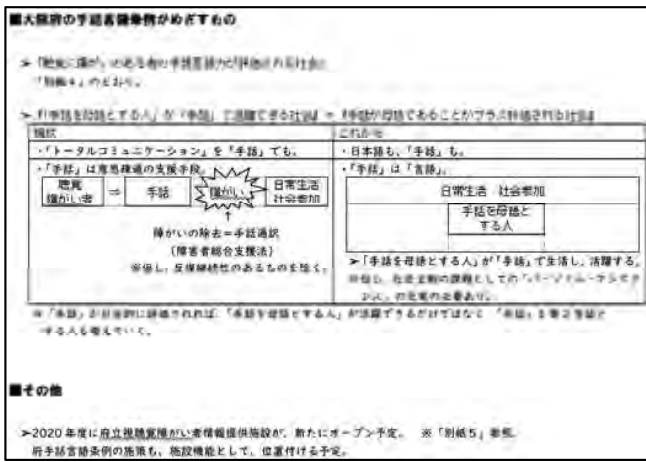
より高度で実効性のある手話通訳者養成の必要性を感じつつ、その場では、何度か、仰っている内容の確認をさせてもらいました。議事録をテープ起こしても、当初はラップのままです。しかし、その議事録を委員に修正していただくと、「こんなに素晴らしいことを仰っていたのか。」という、とてもわかりやすい日本語の修正文が、返ってくるわけです。

手話を母語として習得されている方が、日本語の習得に不都合が生じているということは、ないわけです。

こういった話をしなければならぬというのは、結局のところ、言語に手話を含んだとはいえ、手話が言語として認められていないということに尽きるのではないのでしょうか。

カリキュラム、教科書、等々がないから学習指導要領を改訂できないということなんです、むしろ逆なんです。

学習指導要領を改訂すれば、手話のカリキュラムができます。手話の教科書もできます。手話の教員つまり先生もできる。だから、手話の成績もつけられるようになり、すなわち、高校や大学の受験科目に手話が追加されることになるわけです。手話で受験は当たり前ですが、受験で手話の力が評価対象となるわけです。



資料、「大阪府手話言語条例のめざすもの」に移ります。

大阪府の手話言語条例がめざすものは、「聴覚の障がいのある方の手話言語力が評価される社会」です。

別紙4は、今年度の大阪府手話言語条例評価部会に、大阪府が提出した資料です。

大阪府の手話言語条例は、聴覚に障がいのある方の手話の習得のみならず、「聴覚に障がいのある方の手話言語能力が評価される社会をめざしています」と、宣言しています。

そのために、大阪府ができること、やるべきことを上げています。

まず、「こめっこ」において、ネイティブサイナーが聴覚に障がいのない保護者・障がいのある子どもに接して、手話も日本語もしっかりできる子どもたちが育っているわけですが、その子どもたちの手話力等の研究を大阪府の事業として進めています。これが学習指導要領の改定のための一助となるのではないかと、考えています。

もう1つ、大阪府手話通訳者養成講座の講師要件の明確化です。午前中の金澤先生の講演にもありましたが、大阪府の手話通訳者の養成や派遣の仕組みもいろいろと…表現が難しいのでアレですが、みんなの飯泉先生にも、検討に加わっていただきました。

大阪府の手話通訳者養成の現状を簡単に言うと、主に手話奉仕員としての実績のある方を試験で選考して、3年間、大阪府で勉強させて、大阪府が実施する手話通訳者登録試験に合格するのが、約1%なんです。それにいくら予算かけてんねんということですが、2,300万円かかってるんです。だいたい1人しか合格しないので、1人2,300万円です。いや、

宇宙飛行士かと。

当然、講座のあり方を見直すことになったわけですが、講座だけではなく、講師も見直すこととなりました。大阪府はしっかりと、大阪府の手話通訳者養成講座の講師を府として養成・登録するという仕組みにすることにしました。

これは、聴覚に障がいのある方の手話言語能力が評価される社会の第一歩だと考えておまして、手話を母語とする方の手話力を府として評価し、府として講師の登録証をしっかりと渡すことになるわけです。

大阪聴力障害者協会の前会長の清田さんにも、これは認めていただきました。清田さんに認めていただいたときは、胸がじーんと熱くなる思いでした。泣きそうになりました。やってよかったなと、思いました。

このような形で、一步一步進めていこうと思っているわけです。

元の資料にお戻りください。

学習指導要領が変わることによって、手話を取り巻く環境がいかにも変わるか、それを受けて何をめざしていくべきなのかを整理しています。

学習指導要領の改訂される前である現状では、学校では、いわばトータルコミュニケーションの力を手話などで身に着けよう、ということになっているかと思います。今日のために、とある聾学校の先生とお話してきたんですが、「トータルコミュニケーションの重要性」や、「子どもたちの多様性から将来像が分からないので1人ひとりに接していくのは難しい」という声をよく聞きますが、そういう考え方は、やはり正しいんですか、と質問しました。そしたら、「それは言い訳です。」と。「トータル・コミュニケーション、まだそんなことを言っている人がいますか。」というお答えでした。でも、現状は、そうなんですね。

また、学習指導要領を改訂しない現在の社会では、聴覚障がい者という言い方をします。なのにもかかわらず、「言語（手話を含む。）」と書いてあるのに、児童福祉法には手話がなくて、身体障害者福祉法にはあったりするわけです。

先ほども申し上げたように、かつての障がい児支援などの治療、克服、軽減などといった考え方が、

児童福祉法に手話が規定されておらず、大人になってから手話通訳者の派遣などが規定されていることに関係しているのかどうかは、わかりません。ですが、いずれにせよ、聴覚に障がいのある方は、当然に日常生活を手話で送られるわけですが、この「手話」そのものが、障がいという扱いをされているのではないのでしょうか。

手話で日常生活を送る、手話で社会参加をする、これらを支援・促進するためには、手話が主なコミュニケーション手段であることが障がいとなっており、この障がいを除去しなければならない、そのために、意思疎通支援すなわち主や通訳者の派遣を行っている、ということになっているのではないのでしょうか。

何故ならば、手話が母語であるということがプラス評価される社会になっていないからです。わかりやすい例をあげると、受験科目に手話がないわけです。手話で試験を受けるのに手話通訳が入るとするのは、手話という障がいの除去を図ろうというものにしかすぎないのではないのでしょうか。

これが、学習指導要領が変わっていけば、まず当然、学校で手話を習えます、受験科目にも手話に加わります、すなわち、手話で活躍できる社会になるわけです。特に、学校での手話の授業の教師への道が開かれます。

東京に手話だけの喫茶店があり、何度か行きました。特別な感動があるかなという先入観もあったのですが、むしろ普通におしゃれな喫茶店でした。ただ、むしろ普通に手話が母語の方が店員をしているという、それが普通になっているということが、一つのセールスポイントになっている点、大いに感じるところがありました。

学習指導要領が変わらなければ、この喫茶店のように「手話で活躍する」ということが普通にならず、「聞こえなくても」「聞こえないけど」社会で活躍する、ということになってはしまわないのでしょうか。

「あそこは聞こえなくても使ってくれる」「聞こえないけど重宝してくれる会社だ」という声を当事者の方から聞くこともあるのですが、少し残念な気持ちになります。

大阪府でも、「手話力を認め、人材として生かしてくれる企業はないのか。」と探し求めてみました。

大阪に1社、ありました。その企業の代表者には、大阪府の手話言語条例評価部会の委員にもなっていました。

手話は障がいではなく、評価するべき力というように、価値観さえ変われば、「聞こえない人」「聴覚障がい者」という言い方も変わると思います。

「手話を母語とする人」、「ネイティブサイナー」と一般的に言われているかもしれませんが、そう呼ばれるのではないのでしょうか。そして、「手話を母語とする人」が、手話で活躍できる社会に変わるんです。

ただし、そのためには同時に、パーソナル・アシスタンス、社会に出たときに個々人が一層、活躍するために支援をするような専門職を職場で充実させていく必要も、障がいの有無に関わらず、あるのかなと思います。これは、ダイバーシティの観点からも非常に重要なことだと思います。

ちなみに、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構から、10人聴覚障がい者がいると手話通訳等の費用として、10年間だけ、約28万円もらえる仕組みもあります。

手話を母語とする人の手話力が社会的に評価されれば、手話を母語とする人たちだけでなく、手話を第2言語とする人も増えていくのではないかと思います。

金澤先生のご出身の筑波大学を舞台としたドラマも今、やっていますが、陸上アスリートとして活躍しようとする主人公が、実家からは、「なに、駆けっこば、しとるんか」と避難的に言われてしまうわけです。

あの時代のあの社会では、陸上のアスリートとして活躍する場も人もなかったので、周辺もそのようにしか見なかったわけですが、今は違います。

手話も、手話を母語とする人が手話力を生かして活躍できるような道筋ができ、活躍する人が出てきて、それを社会が評価していくようになれば、第2言語として手話を使う人、手話を使って仕事をする人、手話が仕事になっている人、そういった人が輩出される社会になっていくと思います。

最後に大阪府の今後の取り組みです。別紙5です。

2020年度に大阪の森之宮に、府立視聴覚障がい者情報提供施設が新しくオープンします。メイン機能の一つとして、意思疎通支援を行う人の養成や派遣

を行います。また、「こめっこ」のような聴覚に障がいのある乳幼児の手話言語の獲得支援に関しても、大阪府議会で、今後、「こめっこ」の取組みをさらに広げるためにも、乳幼児期の手話習得支援に係る人材養成機能などを同施設に位置付ける方向で、検討を進めていくという方針を明確にしています。

今後とも、大阪府の取組みへのご支援をよろしく申し上げます。

以上、ありがとうございました。

川端／

ありがとうございました。

続きまして、群馬県の事例を紹介していただきます。

ご存知の方も多いと思いますが、群馬県は全国で3番目に手話言語条例が制定されました。

スマートフォンで、群馬と手話言語条例を検索してご覧下さい。

この条文を見ると、どれも大事ですが、なかでも本日は是非第12条に目を通して下さい。

これは教育について書かれた条文です。聾学校の教育現場でどのような取組みをしているか、是非お話を伺えたらと思います。よろしく申し上げます。

手話言語条例に関わる教育施策 群馬県の事例

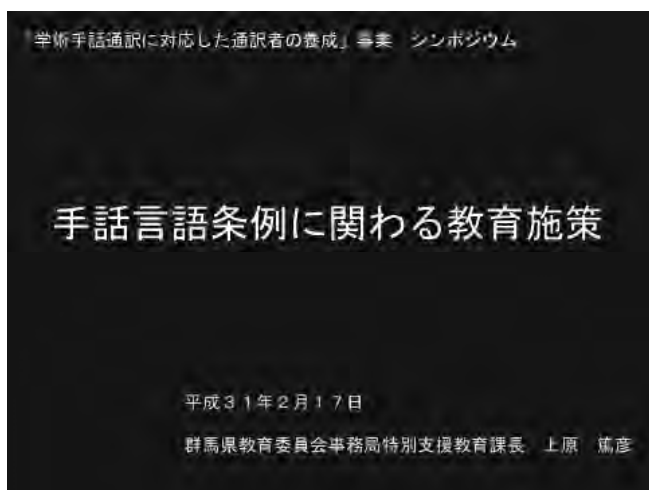


上原 篤彦 氏

群馬県 教育委員会事務局 特別支援教育課長

皆さん、こんにちは。

ご紹介いただきました、群馬県 教育委員会事務局 特別支援教育課 課長の上原です。



これから 45 分間程、手話言語条例に関わる教育施策、群馬のことについてお話しします。

それではこれからの話の内容です。

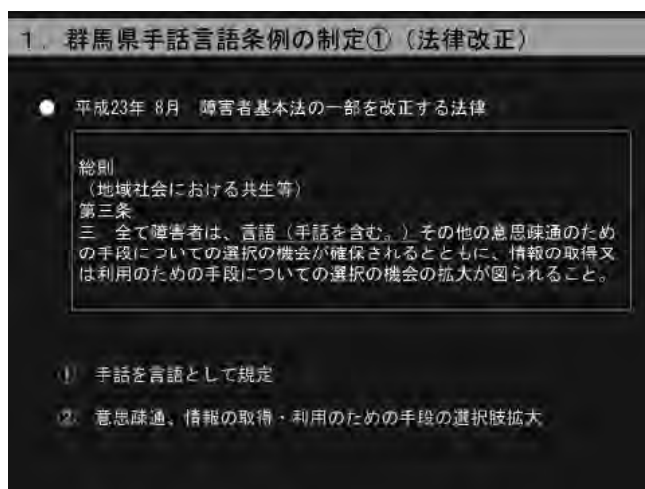


ここに示したように、1～7までありますが、7は軽くなると思います。

1、群馬県手話言語条例の制定。ここで制定までの経緯について簡単に触れたいと思います。そして、

2点目、群馬県手話施策実施計画の策定とあります。同じような名前ですが、条例は条文で出来ているので、それを実際の施策に位置付け、実働させるために作ったのが実施計画です。その経緯と内容的なところをおさえます。3点目が、その計画の活用です。4点目は行政機関の取組に関する評価です。条例は作りっぱなしではなく、どこまでできるのか、できなかったのかという評価です。それと5番目。今日の中心になる、群馬の手話の教育環境の整備、条文に書かれていることが実際にどうなっているか。そして6番目に聾学校の取組、これについては条例ができる前とできた後で、どんなふう変わったかを中心に話を進めます。

それではいよいよ話が始まるということで、幕が開くような感じで（パワーポイント上の演出）…凝っているのはこれだけです。あとはそんなに変わってませんので。



まず、群馬の手話言語条例を押さえる前に、大事なのは平成 23 年の 8 月の障害者基本法の一部改正です。

ちょっと読んでみたいと思います。

3条に、全て障害者は言語（手話）を含む……（読み上げ）……拡大が図られること。

ここで、手話を言語として規定したこと、後、意志疎通、情報の取得、利用のための手段の選択の拡大が図られた、この手話が言語として規定されたことによって、手話言語条例の制定の動きが出てきまず。

すみません、戻します。これがウケたからではなく。

1. 群馬県手話言語条例の制定②（施行までの経緯）

- 平成26年 8月 群馬県手話言語条例研究会の設置
- 平成27年 2月 条例議案提出、可決
- 平成27年 4月 1日 群馬県手話言語条例 施行
※ 鳥取県、神奈川県に次いで、全国で3番目

手話言語条例の制定の動きが出て、このことによって鳥取が一番最初ということ、平成25年10月に公布され、同日施行ということで、第1号です。

群馬の流れですが、平成26年8月に群馬手話言語条例手話研究会が設置されました。その人たちが中心になって、視察、勉強会等を経て、平成27年の2月議会に議員発議で平成27年に条例が議案として提出可決されました。同年4月1日に群馬県手話言語条例が施行されました。鳥取、神奈川県に次いで、全国で3番目です。

それでは群馬県手話言語条例についてです。

1. 群馬県手話言語条例の制定③（条例の仕立て）

「群馬県手話言語条例」

第1条	目的
第2条	手話の意義
第3条	基本理念
第4条	県の責務
第5条	市町村との連携及び協力
第6条	県民の役割
第7条	事業者の役割
第8条	計画の策定及び推進
第9条	手話を学ぶ機会の確保等
第10条	手話をういた情報発信等
第11条	手話通訳者等の派遣体制
第12条	学校における手話の普及
第13条	事業者への支援
第14条	ろう者等による普及等
第15条	手話に関する調査研究
第16条	財政上の措置

1. 群馬県手話言語条例の制定④（第12条関係）

第12条 学校における手話の普及

第十二条 聴覚に障害のある幼児、児童又は生徒（以下、「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めることとする。

二 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を提供並びに教育に関する相談及び支援に努めることとする。

三 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めることとする。

先ほど、スマートフォンをお持ちの方はご覧になったと思いますが、群馬県は意外と多く、16条まであります。

ダイヤモンドのようと言われて、それと比較されたらと思ったのですが、喩えは見つかりませんでした。

この中で第12条に「学校における手話の普及」として押さえています。12条だけで3項あります。

1項は、聴覚に障害のある児童、または生徒が通学する学校の設置者は聾児等が手話を獲得し…（読み上げ）…努めることとする。

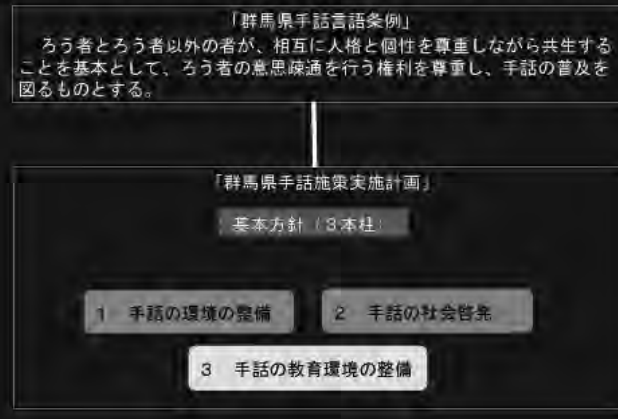
2項が、聾児等が通学する学校の設置者はこの条例の目的…（読み上げ）…務めることとする。3項が、ろう児等が通学する学校の設置者は、……研修等に努めることとする。

この3項全て、学校の設置者です。

ですから教育委員会は、この条文を受けて、しっかり推進しなくてはならない立場です。これから後半のほうで、聾学校での取組みを話して、変えてきたことについてお話したいと思いますが、まだ皆さんから考えると不十分かも知れませんが、この12条3項に合わせた形で施策に取り組んでいる現状です。

では、条文を確認しましたので、先ほど目次ではなしましたようにこの条文が実際に施策に位置づいて、具体的に子どもにおいていくために、ということで群馬では群馬県手話施策実施計画を策定しました。

2. 群馬県手話施策実施計画の策定①（条例との関係）



条文との関係で上に言語条例を位置づけ、その下に書きましたように、3つの基本方針を押さえています。1つ目が手話の環境の整備、2つ目が手話の社会啓発、3つ目が手話の教育環境の整備です。県の組織としては、1つめと2つ目については、障害政策課を中心に進めています。

午前中、金澤先生の話の中に「佐藤係長」がでしたが、午後からは障害学習課の小林課長にも来ていただいています。特別支援教育課ということで3つ目が教育委員会の特別支援教育課が担うということです。実施計画を担う担当課がそれぞれ出てきたということで、今日のシンポジウムへの姿勢が分かると思います。

では、それぞれに関わる施策は後ほど具体的に話します。

この実施計画についても、どんな形で検討され、計画ができたか、経緯も押さえたいと思います。こんな日程でした。

2. 群馬県手話施策実施計画の策定②（策定経緯）

- 平成27年 12月 第1回手話施策推進協議会
- 平成28年 3月 第2回 計画の骨子検討
- 平成28年 5月 第3回 計画の素案検討
- 平成28年 7月 第4回 計画案の検討
- 平成28年 9月 第5回 最終協議
- 平成28年 10月 群馬県手話施策実施計画 策定

平成27年の12月に第1回の手話施策推進検討委員会が立ち上がりました。全5回の検討を経ました。

その中では計画の骨子を作ったり、第5回が28年9月ということで、最終協議をして、パブリックコメントを経て、平成28年10月に手話施策実施計画が策定されました。

金澤先生には、この委員会にも入っていただき、副会長としての大役を担っていただきました。

私は今の職に就いたのが28年の4月なので、第3回から金澤先生とも一緒に話し合い等を進めながら策定に結びつけました。

2. 群馬県手話施策実施計画の策定③（主な内容）

1 手話の環境の整備

手話を使用しやすい環境を整えるため、手話通訳者の派遣等ろう者に対する意思疎通支援体制の整備や、手話を用いた情報提供等に努めるほか、県民全体が手話を学んでいくための機会確保などを推進します。

2 手話の社会啓発

県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深め、それぞれの役割を十分に果たすことができるよう、手話についての啓発を図るとともに、手話の発展に向けた取組への協力などを推進します。

3 手話の教育環境の整備

学校の設置者は、ろう児等の障害の状態や発達段階等に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備に努めます。

これは教育委員会というより障害施策課に入っただき、教育の部分に特別支援教育課が入りました。

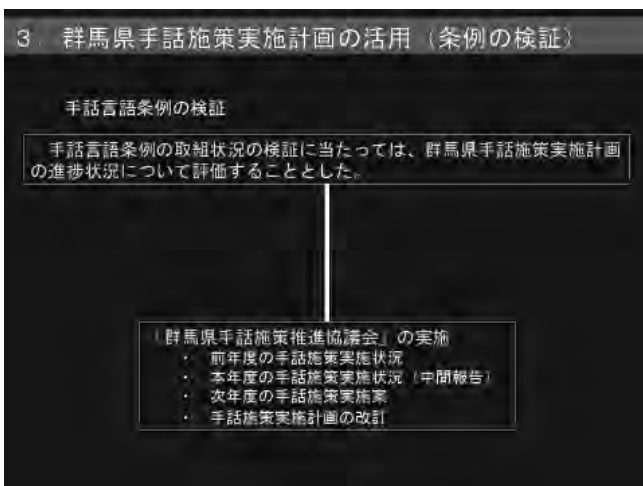
3つの基本方針は、どんなことをしているかを話します。

1番の手話の環境整備では、手話を使用しやすい環境を整えるため手話通訳者の派遣等、聾者に対する意思疎通、支援体制の整備や手話を用いた情報提供等に努め、県民全体が手話を学んでいくための機会確保を推進します。

2点目の手話の社会啓発では、県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深め、それぞれの役割を十分に果たすことができるよう、手話についての啓発を図るとともに、手話の発展に向けた取組への協力を推進します。

3番目は手話の教育環境の整備です。3つ目を受けて、教育委員会がと聾学校がいろいろなところと進めています。

条例や実施計画は作り、それを任せればいいというだけでなく、それがどう実施されているか、しっかりと検証しなくてはなりません。



手話言語条例の検証のためには、実施のために作った実施計画に進捗状況を評価する形で進めています。

毎年、群馬県手話施策推進協議会、これを開催・実施してその中で具体的施策、前年の手話施策の実際の状況、今年度途中ですから、中間報告になりますが、今年度の手話の施策の実施状況を説明して、有識者から今の施策についての評価をいただきます。「これはうまく進んでいるね」「ここはもっと力をいれるべき」などと次年度の手話施策の実施案を作っていきます。この黒ポツ3つまでを毎年やっていき、その中で手話施策実施計画の改訂が最後に出ています。

現在の手話施策の実施計画は28年10月から32年度までとなっています。3つ目までを繰り返しながら、32年度については、次の施策をどうするか改定時期にも入ってきます。

そのように毎年条例の検討をしています。

議会が中心になっていると話しましたが、この条例がしっかりと取り組まれているかを評価するために、29年度には議会に特別委員会という、その時々に必要な委員会を作りますが、条例の検証を進める特別委員会ができました。

その中で29年の9月議会と11月議会の2回に渡り、実際にそれぞれやっている施策、教育委員会では聾学校に議員さんが授業を見に行ったり、授業以外の子どもたちの関わりも見に行き、それを議論しながら条例がしっかりと意図を反映して動いているかを検証しました。

その後、議会を経て3月に報告されますが、その中で聾学校でも過去は口話法を主に使ってという時

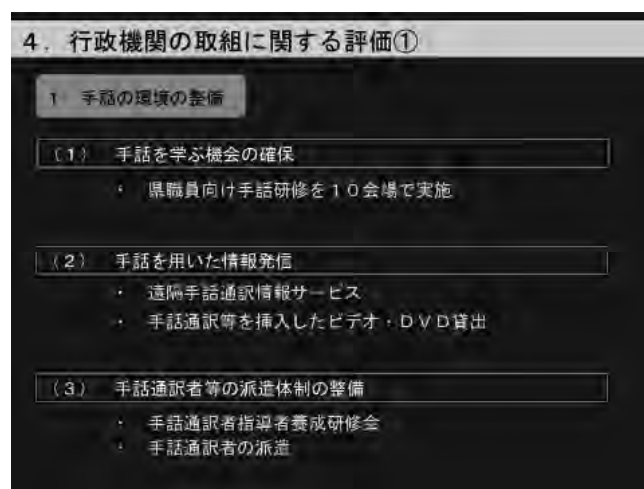
代から現在は「手話を使って」としっかり書かれて、「手話を使った授業がなされている」と書かれました。

条例自体はしっかりと学校にも位置付いているという評価をいただきました。

3つの基本方針に対応した具体的な施策について見ていきます。

1 手話の環境の整備。

今朝までは担当課が障害政策課なので、シートを見ておいて下さい、と言おうと思ったのですが、課長さんが来ていますので手話の環境整備に簡単に触れたいと思います。



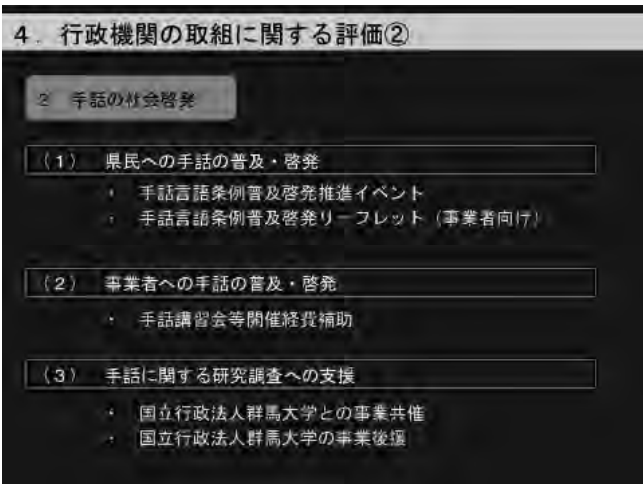
(1)手話を学ぶ機会の確保。例えば、ですが、もっといっぱいやっていますが県庁職員向けの手話講座を10会場で行っています。

(2)手話を用いた情報発信としては、遠隔手話通訳情報サービスをしているとか、DVDの貸出。

また、(3)手話通訳者の派遣体制の整備ということで、手話通訳者指導者養成などもやっています。

これだけは付け加えたいというものがあったら、話が終わったら、課長さん、お願いします。

次、これも障害政策課です。



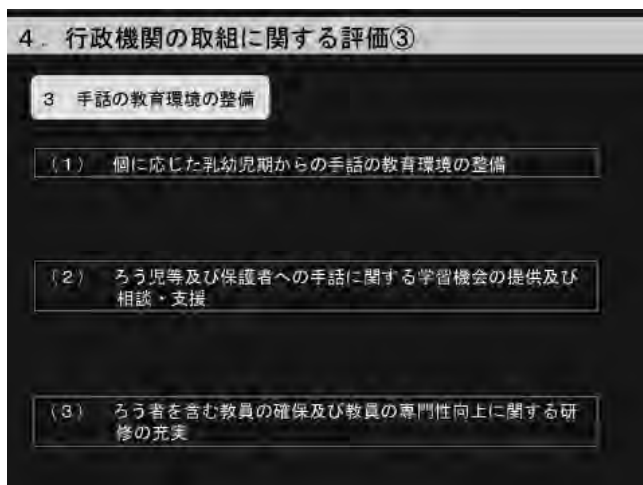
手話の社会啓発、県民への啓発推進イベントを開催しています。

啓発用リーフレットとして、事業者向けも作って配布しています。

事業者への手話の普及・啓発、手話講習会等の開催経費の補助ということで、事業所が手話の講習会をする時は援助している。

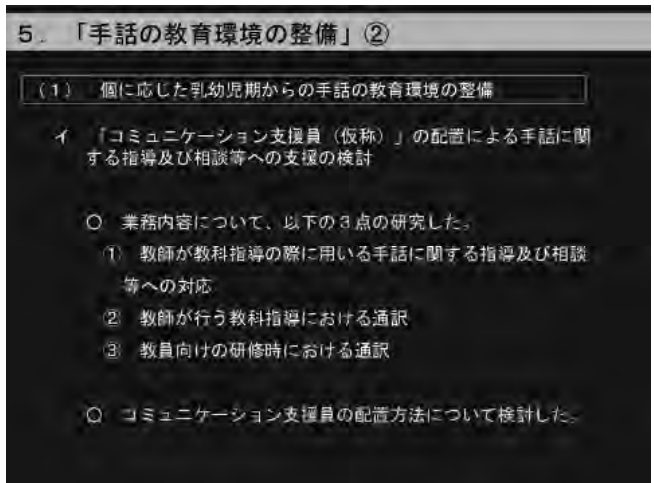
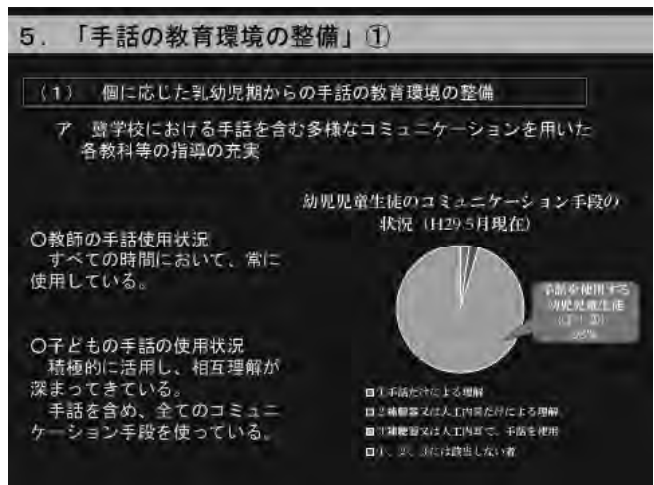
金澤先生のところでも出ましたが、手話に関する研究・調査への支援、国立大学法人群馬県との共催など、午前中のところも、最後の挨拶で薬師寺先生にもお話をいただきましたが、群馬と県教委が連携するということで、評価をいただいています。これから大事なことです。群馬大学と連携しながら進めていかなくてはと思っています。

では、次の3項目です。



手話の教育環境の整備です。いちばん大事なのに、施策がないじゃないかと言われそうですが、これいっぱいあるので、ここに書き切れないので、これについては次にシートを使いながら、具体的にどうなっているか、事業についても触れたいと思います。

では、手話の教育環境の整備がどうなっているかです。



まず教育環境の整備の中では、まず1つ目、個に応じた乳幼児期からの教育環境の整備を上げています。1点目にろう学校での多様なコミュニケーションを用いた各教科の指導の充実があります。

その取組みというか、教師や子どもの様子を伝える前に、右側に円グラフがあります。

緑がほとんどを占めていますが、緑の部分は①と③、①が手話だけによる理解、③が補聴器又は人工内耳ということで、①と③を足すと98%です。

聾学校の子どもたちは、98%が手話を使った生活をしているということです。

そして教師ですが、条例制定後の現在においては、教師の手話の使用は全てにおいてとなっています。

98%の子どもたちが手話を使っているので、積極的に活用し、相互理解が深まっていると。手話を含め、全てのコミュニケーション手段を使って生活しているということです。

ここからが話のトーンが下がります。話している

うちに、何でトーンが下がるのかよく分かると思います。

行政には努力しても…というのがあるので。

この実施計画にはコミュニケーション支援員の配置による指導および相談、支援の検討と位置づけてあります。

計画を立てる時に金澤先生とも話したのですが、できたら聾学校の中で、この業務内容が書いてありますが、教師が教科指導の際に用いる手話に関する指導、相談、スキルが高い人が教えるといいなとか、教員向け研修にも通訳がとかも出ました。

あと1つは、義務校、小・中学校の総合的な学習の時間で、聴覚障害の人たちを、授業の中で考えていくという場面があります。

その時に、こういう人が出て行ってやってもらえればと、位置づけたのですが、消極的になる理由は、コミュニケーション支援員の配置方法について「検討した」です。

「配置した」ではないんです。まだ検討中なんです。

28年の10月に作り、毎年、予算に結び付けるよう努力したんですが、現在のところ、まだ「配置」に結びついていない。

上の状況が、支援員が配置できなかったからやってないかと言うと、そうではなく、教員向けの研修の通訳については、聾学校には4名ほど、手話通訳士のグレードを持っている人もいるので、それらの人を中心に、研修でも通訳したり、自分たちが身に付けるために、職員会議の中で輪番制でそのことを伝える練習をしたりなど、学校内にいるスタッフで充分やっています。

施策でできなかったからやってないのではないと、報告させていただきたいと思います。

5. 「手話の教育環境の整備」③

(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援

ア 「コミュニケーション支援員（仮称）」による手話に関する学習会等への支援の検討・実施

- 幼児児童生徒向けの手話講座を実施している。
【県立高等学校】
 - ・ 1年に1回、1時間程度の実施
- 【聴覚障害の子どもが通う幼稚園、小・中学校】（H29実績）
 - ・ 1年8校のうち、5校が手話講座を実施
 - ・ 1年に1回程度から4校、1年に2回程度が1校、その他5校
 - ・ 総合的な学習の時間と小・中が連続する週に2回実施、3年間に1回、1・2年生が実施、年1のみ1年に1回
- 保護者向けの手話講座を実施している。
【県立高等学校】
 - ・ 1年に1回、1時間程度の実施
- 【聴覚障害の子どもが通う幼稚園、小・中学校】（H29実績）
 - ・ 1年8校のうち1校、1年に1回程度の実施

では次のところです。(2)ろう児、保護者への手話の学習機会の提供、及び、相談支援です。

コミュニケーション支援員がいて、ということまで考えていたのですが、今、いない状況ではありますが、幼児・児童・生徒向けの講座をやっているとして、保護者についてもということで、まだそれぞれについて、手話講座はそれぞれ1回程度で少ないのですが、確実に進めています。これは手話講座以外の研修等はやっていますので。

これは参考ですが、29年度、全県の調査をして、聴覚障害の子どもが通う幼稚園、小中学校、188校ありますが、そのうち30校が手話講座を実施しています。

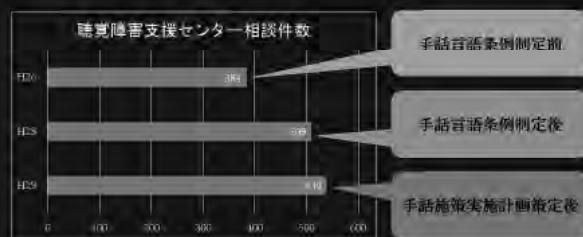
また保護者に向けては子どもたちへのものとはずっと減って、年に188校のうち1校のみでした。

この辺については、市町村立の学校になるので、県が直接やっていることではありませんが、例えば、県がそういうものを開催して、幅広く声を掛けるなど、市町村ができなかったところをどうするかの課題は残ると感じています。

5. 「手話の教育環境の整備」④

(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援

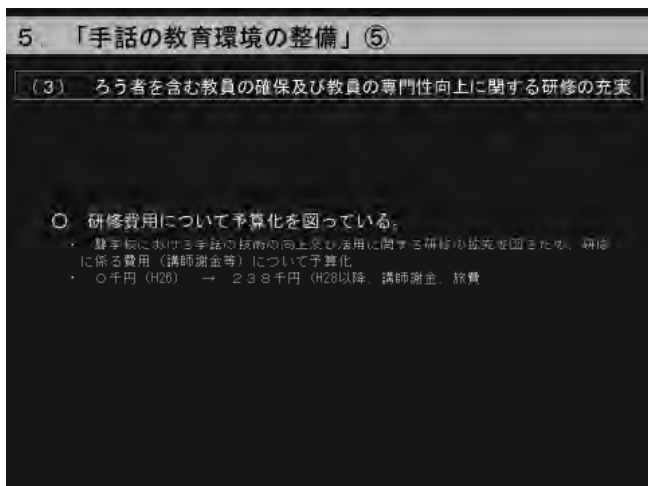
イ 聴覚障害支援センターによる手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言、援助の拡充



次に、(2)に関わることです。2つ目に聴覚障害支援センターの手話を含むコミュニケーション活用に関する助言、援助の拡充。

平成 26 年なので、条例制定前は 384 件だったのですが、手話言語条例制定後、昨年度は 509 件で年々増えています。

相談は手話言語条例にもありますので、増えているということです。



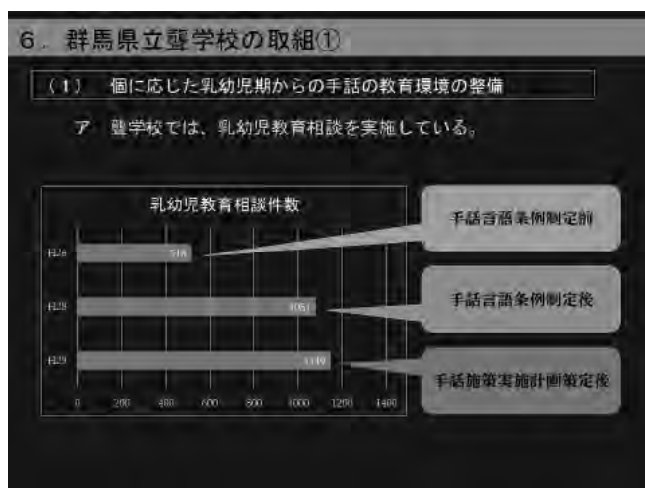
教育環境の整備のところでは、ろう児を含む教員の確保、教員の専門性向上に関する研修の充実ということで、予算を書いていたのですが、条例ができる前は、県から聾学校に予算的措置ができませんでした。

条例制定後については、教員への研修も大事な位置づけになってきましたので、23万8千円、年間それだけの予算を使いながら聾学校に研修を進めています。

教員の確保のところですが、群馬県としてですが、全国的にも少ないらしく、金澤先生には評価していただきましたが、教員採用試験の中で、手話通訳士と手話通訳者の手話通訳者全国統一試験合格を持っていれば、加点するというので、しっかりと教員採用試験の要項にそのグレードを持っている人が書かれています。

全国的にも少ないということなので、いろいろな話を聞きながら、充実に努めていきたいと思えます。

6番、最後になりますが、聾学校の取り組みについて話します。



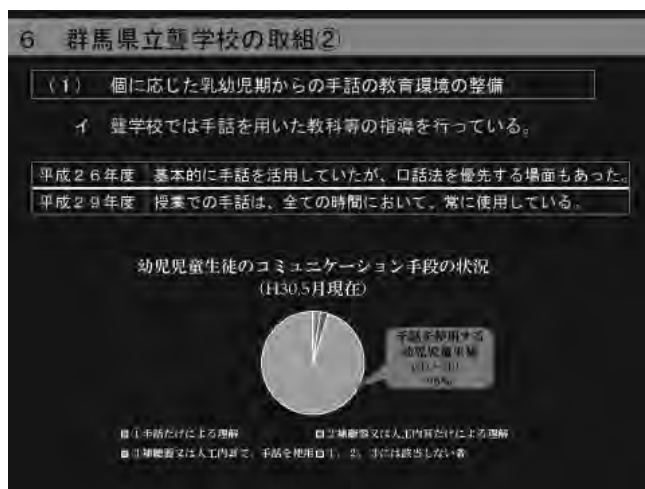
(1)にありますように、幼児期、乳幼児期からの手話の教育の整備です。

聾学校では乳幼児の教育相談を実施しています。

これも乳幼児段階の相談件数は、手話言語条例制定前は、26年ですが518件です。

条例制定後28年が1061件。

実施計画策定後、昨年度が1149件ということで条例制定前の以上になっていて、これは条例の趣旨をしっかりと反映しているいろいろなところに発信していたので、数もしっかり増えています。



(1)個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

聾学校では手話を用いた教科等の指導を行っているということで書きました。

現状では条例を受けてしっかりとやっていますが、その変化を書きました。

26年度基本的に手話を活用していたが、口話を活用する場面もあった。

平成 29 年、授業での手話は全ての時間で使っている。これは先ほどと同じような形で出しました

が、乳幼児のコミュニケーション手段は、さっきのは29年5月でしたが、30年5月現在でも、手話を子どもたちの98%が使っています。

6. 群馬県立聾学校の取組③

(イ) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

ウ 聾学校では手話を学ぶための指導を幼小中高の各部署で実施している。

学部署	実施状況
幼稚部	自然なやり取りの中で学ぶ 保育等の自然なやり取りの中で使用する。守もむたは、分かる場面で見たり、使ったりすることで手話を覚えていく。
小学部 中学部 高等部	授業で日本語と手話を併用して学ぶ 自立活動の時間に限らず、全ての授業において、日本語と手話を併用し、日本語と一緒に手話を学ぶことができるようにしている。
中学部 高等部	「手話学習」の時間に学ぶ ホームルームの時間や放課後に、生徒対象の「手話学習」を実施している。
共通	コミュニケーションで学ぶ 聞き手に伝わりやすい手段を選択して用いる。 → 日本語と手話の併用、文字と手話の併用等 他校の生徒に手話を教えている（JRC活動等）

教育環境の整備、3つ目。

聾学校では手話を学ぶことを幼稚部、小学部中学部などで行っています。

各部署で実施しています。幼稚部では自然なやり取りの中で使用します。

小学部、中学部、高等部では日本語と手話を併用している。全ての授業において、日本語と手話を併用しながら学ぶことができるようにしています。

また、中学部、高等部は手話学習の時間に学ぶということで放課後やホームルームで生徒対象の手話学習を実施しています。教育を通じたコミュニケーションを学ぶためにもこういう取組をしています。

6. 群馬県立聾学校の取組④

(イ) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

エ 聾学校では教員の手話の力量を上げるための研修を実施している。

聾学校における全体研修の時間について

H26	16%
H28	28%
H29	39%
H30	46%

1年間の全体研修の時間（単位は分）

■ 手話研修 ■ ほかの研修

4点目。聾学校の教員の研修を見たいと思います。

今、学校の中では、学習指導要領が新しいものになりました。

小・中学校では、新しい動きとして、英語や道徳を教科として勉強しています。

聾学校もやっている内容は「準じた教育」なので、国語なら小学校1年生の国語の内容で国語の教科書を使っています。

また、英語も、外国語も同じ学年で入ってきます。そういう学習をしなくてはならないのですが、現状は、26年度の横まで伸びているのは全体です。

その中で色が変わってある所が、手話の学習の時間です。

26年は全体の16%ぐらいです。条例が出来た後のところでは、28年は38%。その時点で前年の倍になっています。29年度は39%です。

総数でいうと、600時間、それだけ聞くと、それほど多くないのではと思いますが、全体研修の数字です。各学部署、全体研修や学部署研修など、いろいろなことを通じて、教員が研修をしています。

全体研修、学部署でも研修など、研修のスタイルがありますので、それについて見ます。これは聾学校に聞いて作ったものです。教員の手話の力量を上げるための研修の実施です。全体研修は、月に1回程度55分。夏期休業中に120分など、右に研修内容を書きました。

群馬県聴覚障害者連盟の協力を得ながら、教員のスキルの評価やそれぞれのスキルにあった学習グループで行っています。

また、専門的かつ総合的研修をしているということで紹介しました。

学部署研修、学部署ごとに時間を設定しています。

幼児・児童・生徒、それぞれの年齢によって興味・関心が違うので、それに合わせた手話表現や本の読み聞かせの手話表現、手話で表しにくい日本語の手話表現の研究も行っています。

毎日の教員が行う朝礼の手話通訳や職員会議での手話通訳など、そこが手話を学ぶ時間帯と考えて、先生たちが手話をしながらスキルを高めています。

次に個に応じた手話環境の整備です。

6 群馬県立聾学校の取組⑤

(1) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

エ 聾学校では教員の手話の力量を上げるための研修を実施している。

研修体制 (H26)		
主幹研修 ・ 月に1回程度 50分 ・ アゴ実施 ・ 夏期休日に1日1時間の研修を実施	群馬県聴覚障害者連盟の協力を得て ① 教職員がスキルを評価 ② それぞれがスキルに合った学習のグループ編成 ③ 専門的かつ総合的な研修 例1) 時事的な話題の手話表現 例2) 聞き取り通訳、読み取り通訳、文章の読み取り通訳	
学部研修 ・ 学部ごとに時間を設定	・ 幼児児童生徒の興味関心に合わせた手話表現、絵本の読み聞かせの手話表現 ・ 手話で表しにくい日本語の手話表現の研究	
日々の研修 ・ 毎朝の朝礼、職員会議等での手話通訳	・ 朝礼は、通訳に挑戦する職員で輪番 ・ 職員会議は、スキルの高い職員で輪番 ※ 併せて、要約筆記を実施	

6 群馬県立聾学校の取組⑥

(1) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

エ 聾学校では教員の手話の力量を上げるための研修を実施している。

※ 県立聾学校では、「手話が言語であるということ踏まえると、校内研修の場面に限らず、教職員が日々の練習に継続して取り組み、確かな技術として、手話を身に付けられるようにすることが大切である」と考えている。

【日々の練習】

- ・ 毎朝の朝会後に3～4分ほどで、学部ごとに行っている。
- ・ 一人が先生役となり、学部ごとに行う。
- ・ 手話の内容は、先生役となった職員が考える。
- ・ 次の日の授業に関して、子どもに分かりやすい発問や板書を考えるなどの教材研究の中で、授業で用いる手話を練習するなど、日々、手話の技術向上につながる取組をしている。

聾学校では手話の力量を上げる研修を実施していると書きました。先ほどと重なるところが多いです。日々の練習の所、朝会の後に3～4分ぐらい学部ごとに行っています。また1人が先生役になり行ったり、次の日の授業の子どもにわかりやすい発問や板書を教材研究の中で、次の日の授業で用いる手話の勉強をするなど、新しく来た先生についてはそんな機会を設けて、先輩の先生に聞けるということ、日々行っているそうです。

手話は言語ということなら、毎日それに取り組む必要があると思います。

6 群馬県立聾学校の取組⑦

(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援

ア 聾学校では幼児児童生徒向けの手話講座を実施している。

- ・ 1年に1回程度、1時間程度の実施
- ・ (H26) 0回 → (H28以降) 1回

イ 聾学校では保護者向けの手話講座を実施している。

- ・ 1年に1回程度、1時間程度の実施
- ・ (H26) 0回 → (H28以降) 1回

これが最後のシートです。ろう児及び保護者の手話への学習機会と相談支援です。聾学校で幼児・児童・生徒向けの手話講座を実施しています。先ほどのシートにありましたが年1回1時間程度実施です。

条例制定前は実施されていませんでしたが、26年以後、保護者向けの手話講座も条例制定後には毎年取り組んでいます。

シートにあったことを読み上げた、期待通りのつまらない話でしたが、シート自体が全部です。

「まとめにかえて」とシートにあったと思いますが、金澤先生に声をかけていただき、「群馬県の行政説明をして下さい」と言われ最初はドキドキしていましたが、良い機会をいただいたと思っています。

条例制定後に対応と努力をしていることをお伝えできたかなと思っています。

また、シートにもありましたように、群馬大学との連携とのことで、今後も群大と連携しながら、後半のパネルディスカッションはこれからの課題について話します。

そこでは、やはり金澤先生たちの力を借りないと、群馬の教育行政の充実は図れないかなと。

話のほうは早めに終わるかなと思いますが、用意したものが終わりなので、群馬の教育委員会を中心とした取り組みについては終わります。ありがとうございました。

川端／

ありがとうございました。最初に上原様をご紹介しませんでした、失礼しました。群馬県教育委員会事務局 特別支援教育課 課長の上原 篤彦様でした。

また、ご来賓の方をご紹介申し上げます。先ほど、上原様のお話にもありましたが、障害者基本法に言語（手話を含む）との文言が組み込まれました。その作業が行われたのが内閣府です。現在は総務省にお勤めですが、前職がその内閣府で障害者政策担当参事官をされておりました、坂本様にお越しいただいております。

またもうひとかた、群馬県 健康福祉部 障害政策課 課長の小林 啓一様です。ありがとうございました。

続いて、パネルディスカッションに入ります。教育現場で求められている手話施策のあり方というテーマで進めます。

ここからは、司会を二神にバトンタッチします。ファシリテーターの二神さん、よろしく願います。